

---

循環型社会づくりに関する

県民等意識調査

<概要版>

---

平成31年3月

群馬県



## 目次

---

1	関係主体の取組状況.....	1
1.1	県民.....	1
1.2	市町村.....	14
1.3	産業廃棄物処理業者.....	22
2	関連指標の将来推計.....	30
2.1	人口推計.....	30
2.2	一般廃棄物の推計.....	31
3	取組の方向性.....	33
3.1	指標.....	34
3.2	行動指標を向上させる参考事例.....	36

※ 本報告書に記載されている構成比(%)の数値は、四捨五入して表記しているため、内訳の合計が100%に合致しないものがある。



# 1 関係主体の取組状況

関係主体へのアンケート調査結果によると、ごみに関する認識や取組の状況は次のとおりである。

## 1.1 県民

### (1) 「ごみ問題」への関心度

近年話題となっている社会現象や社会問題を示し、「最も関心の高いものは(3つまで)」と質問したところ、9割近くが「①ごみ問題」をあげており、続く「⑩高齢者の雇用延長」や「⑧働き方改革」など身近な問題への関心が高かった。

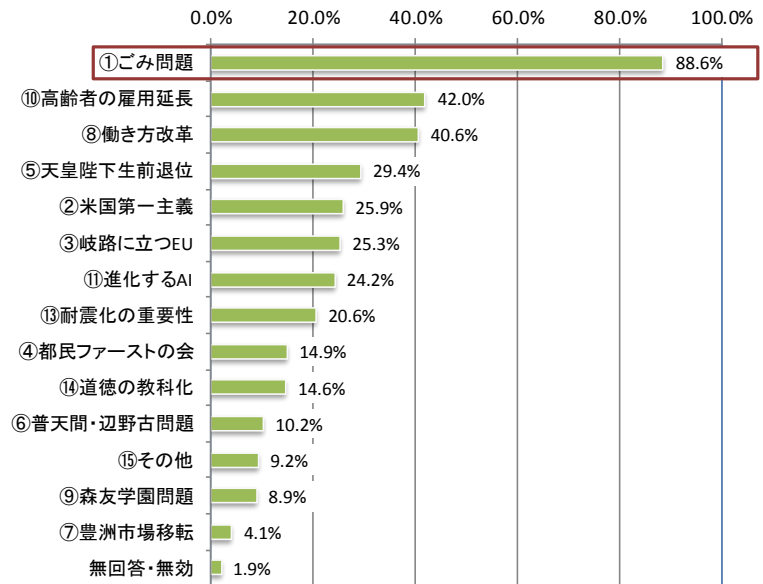


図 1-1 社会現象・社会問題における「ごみ問題」の位置づけ

## (2) 廃棄物に関連する用語の認知度

廃棄物に関連する用語の認知度について、最も認知度が高かったのは、「食品ロス」、次いで「マイクロプラスチック」であり、ともに近年マスコミなどで話題になっている新しいごみ問題である。

前回調査と同じ用語では、「低炭素社会」と「3R」の認知度は若干上がっているものの、「循環型社会」はほぼ横ばい、「資源の地域循環」は認知度が下がっている。また、「リユース食器」については「知っている」、「聞いたことがある」、「聞いたことがない」がほぼ同程度である。

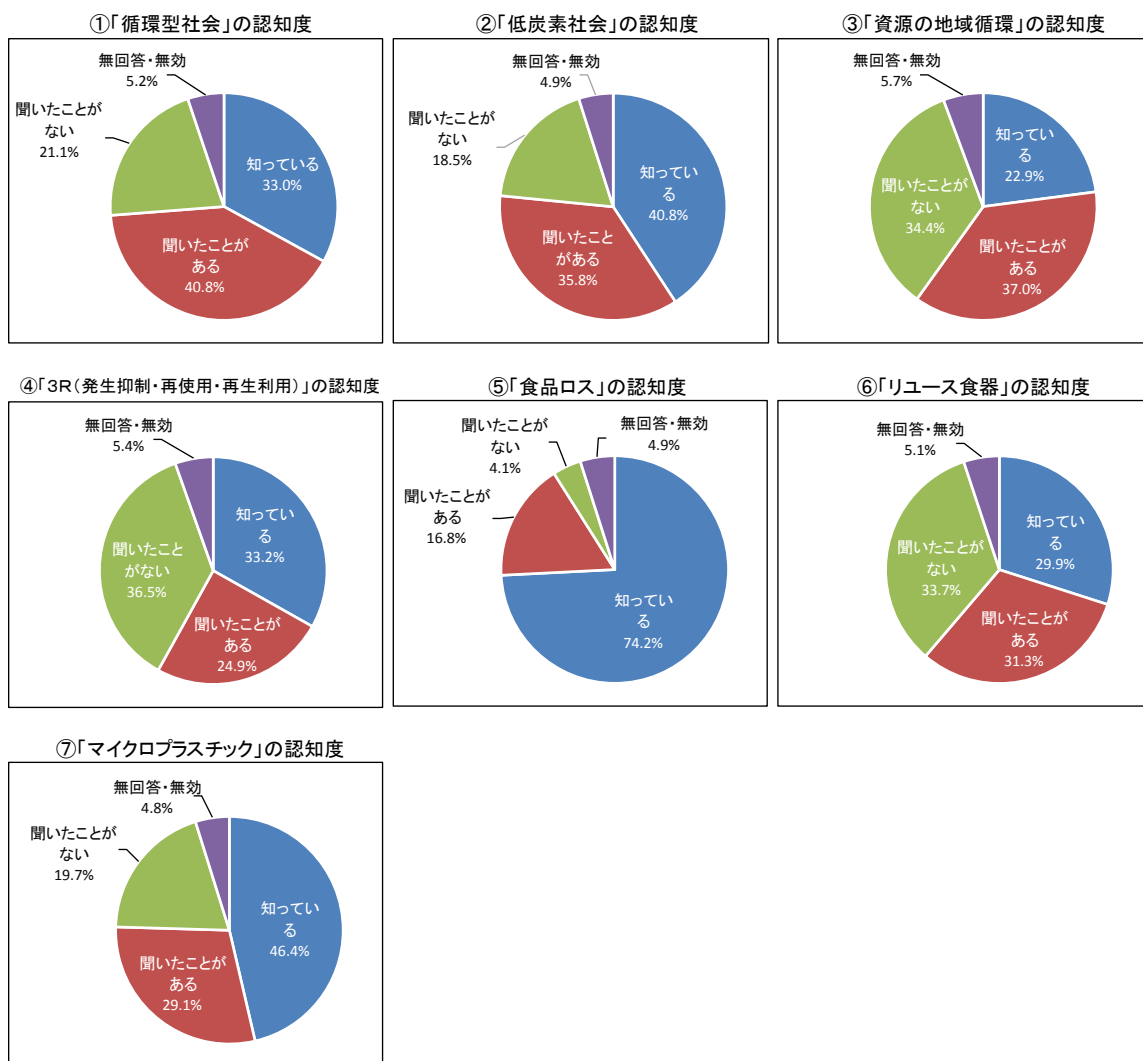


図 1-2 廃棄物に関連する用語の認知度

### (3) 3 Rや適正処理に関する認識

3 R や適正処理に関する 5 つの質問では、肯定的な回答が過半数を占めている。

「①リターナルびんの利用」・・・リユース（再使用）

「②デポジット制度の導入」・・・リデュース（発生抑制）

「③壊れたものを修理して使う」・・・リユース（再使用）

「④リサイクルショップ等の利用」・・・リユース（再使用）

「⑤有害ごみ等の処理への関心」・・・適正処理

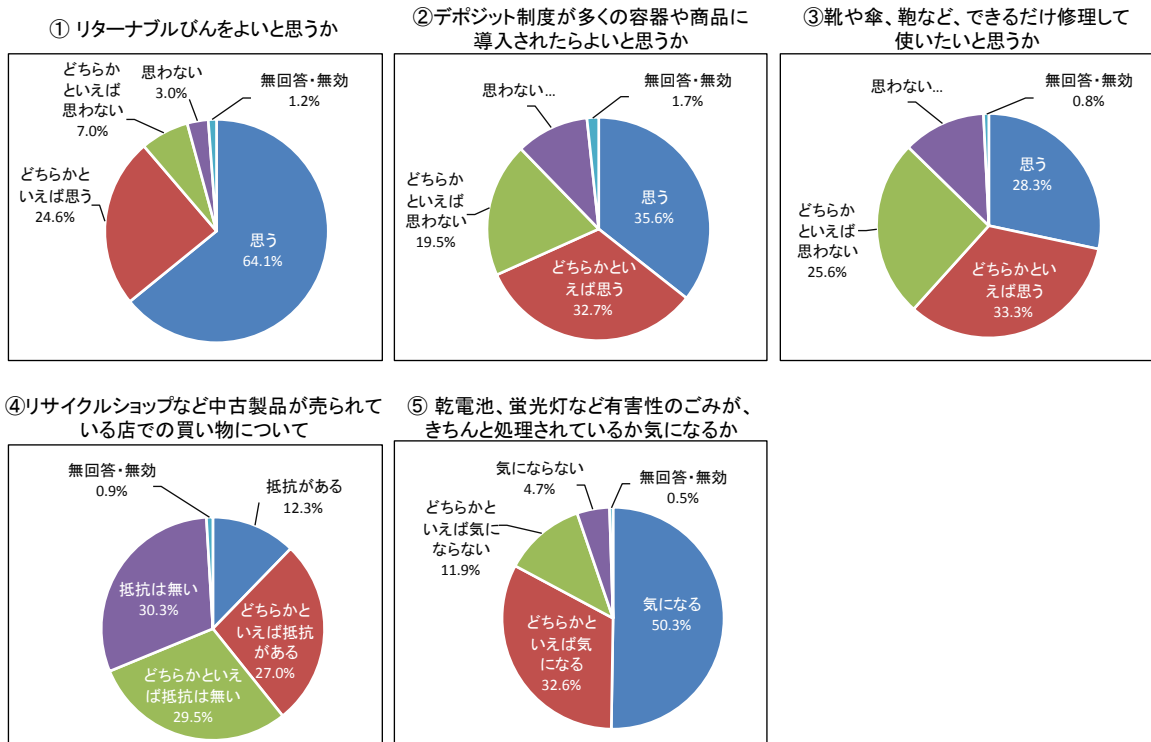


図 1-3 3 Rや適正処理に関する認識

(4) 3Rや適正処理に関する行動

積極的に行っている、又は行う意向のある上位の行動は、「⑩ごみ収集のルールに注意している」、「⑧資源ごみを分けて出す」、「⑩生ごみをごみ収集に出す際に、水きりをしている」など、ごみ出しに関するものであり、一方で「①レジ袋をもらわない」、「③使い捨て食器類を使わない」、「④リターナルびんの利用」など、発生抑制につながる積極的な行動の定着には至っていない。

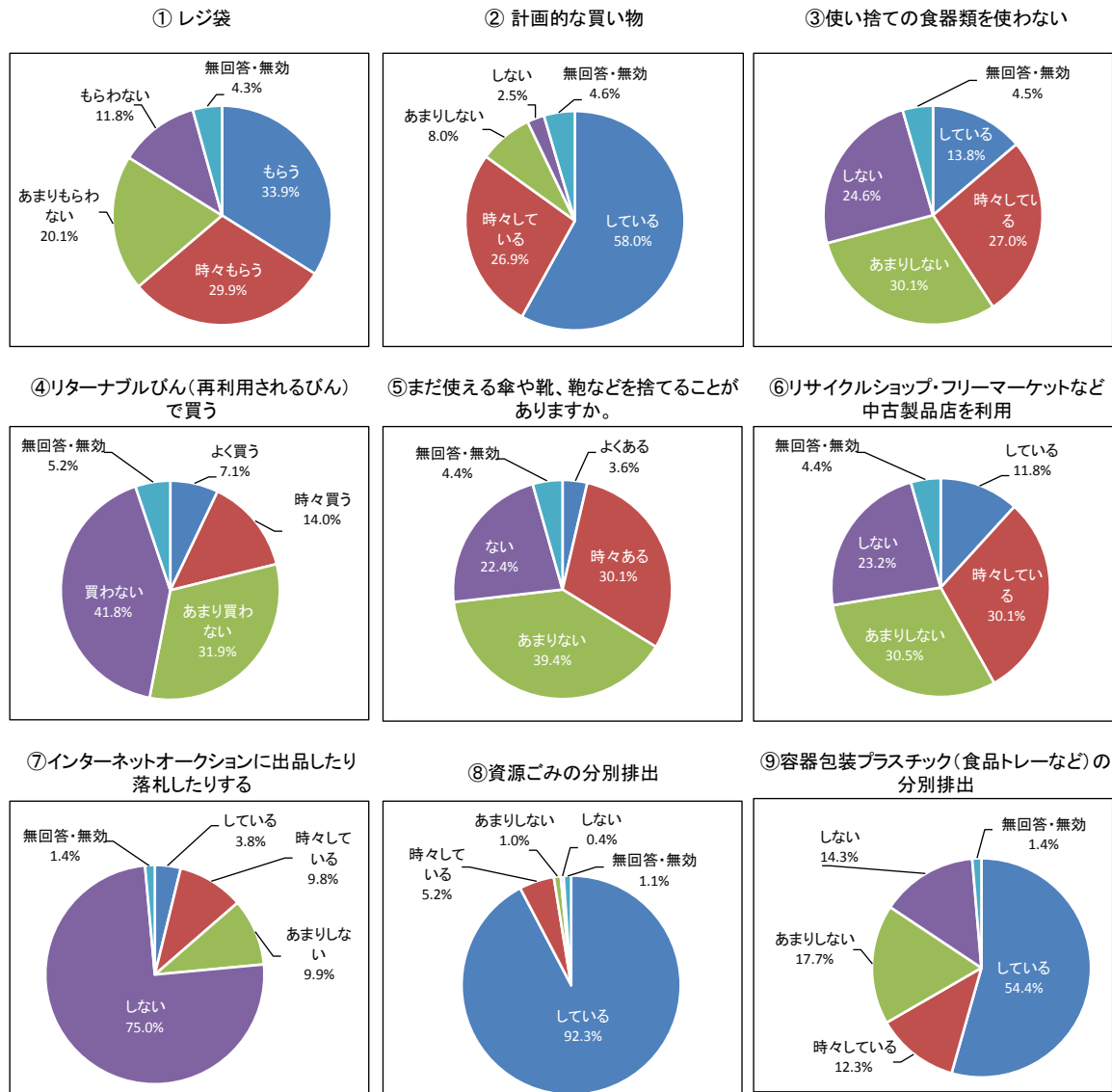


図 1-4 3Rや適正処理に関する行動(1)



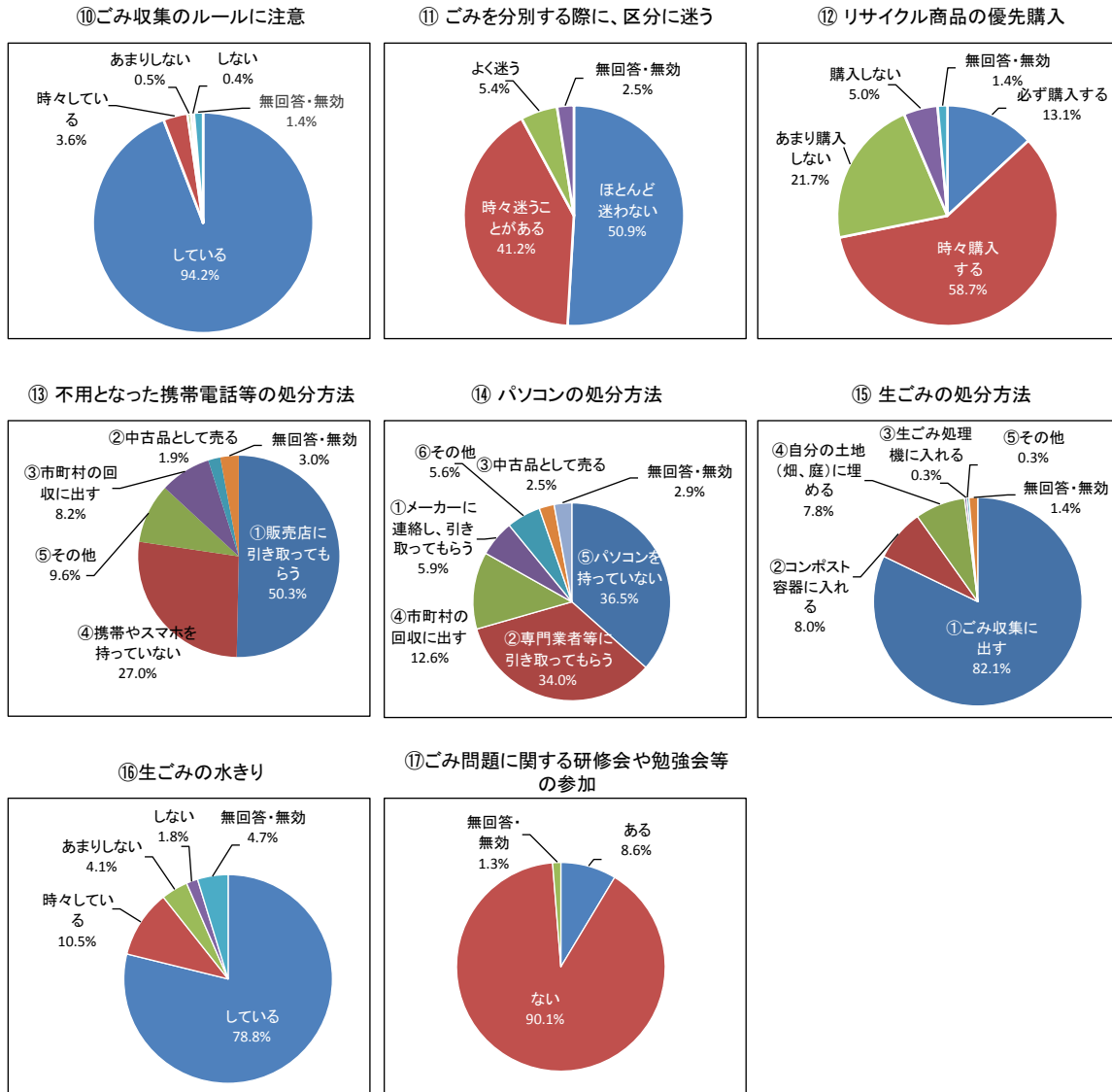


図 1-4 3Rや適正処理に関する行動(2)

### (5) 3Rや適正処理に関する認識と行動のギャップ

前述の(3)「3Rや適正処理に関する認識」と(4)「3Rや適正処理に関する行動」から認識と行動との関係を分析すると、「適正処理」や「適正分別」に関しては認識も行動水準も高く、認識と行動が一致している。また、「修理して使う」や「リサイクルショップの利用」についても認識と行動の水準は中程度ではあるが一致している。一方、「リターナルびんの利用」に関しては高い認識に対し行動水準は低く、認識と行動の不一致が見られる。

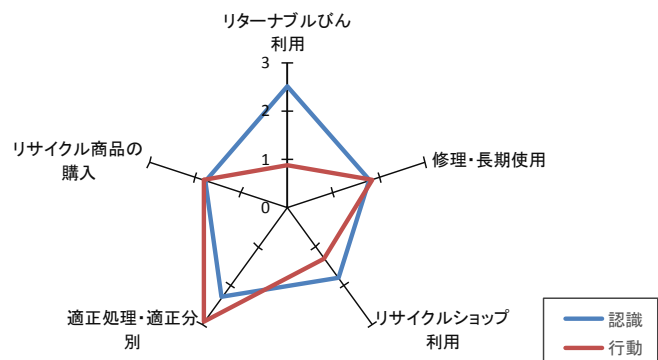


図 1-5 3Rや適正処理に関する認識と行動の関係

## (6) 回収ボックスの利用状況

### ① スーパーなどの店頭回収

店頭での回収ボックスの利用状況は、「③あっても利用しない」が最も多いが、「①いつも利用する」と「②時々利用する」を合わせると過半数の人が店頭での回収ボックスを利用している。

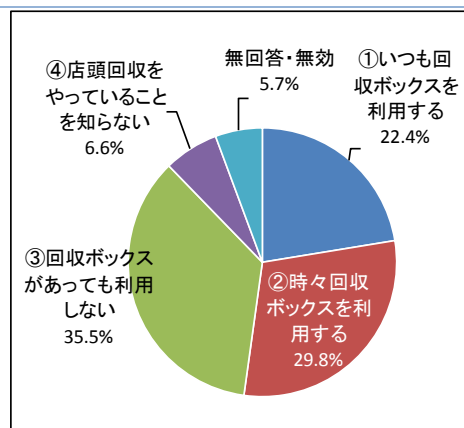


図 1-6 回収ボックスの利用状況

### ② 利用したい回収ボックスの品目

スーパーなどの店頭に設置されているペットボトル、白色トレイ、牛乳パック、アルミ缶の回収ボックス以外で、利用したい品目としては「小型家電」が最も多く、次いで「ガラス瓶」である。

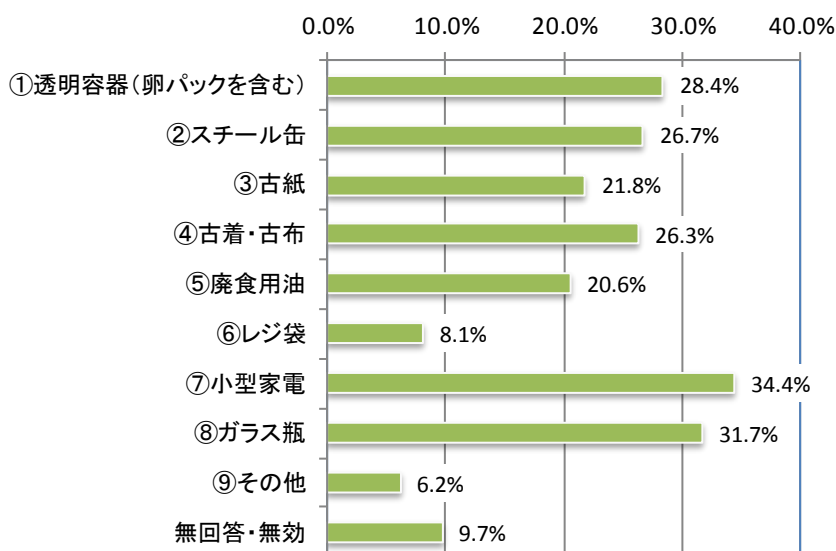


図 1-7 利用したい回収ボックス

### ③ 民間事業者による古紙回収機などの利用状況

近年、民間事業者により幹線道路沿いなどに常設でポイント機能などを付けた古紙などの資源回収施設が設置されている。こうした従来の自治体や集団回収による資源回収とは別の新たな回収方法の認知度と利用状況については、「よく利用する」と「時々利用する」を合わせて 2 割弱となっている。

利用する主な理由は、「ポイントが付く」ことであるが、ごみとして捨てるのではなく「資源として再利用される」こともあげられている。また、「曜日を選ばずにいつでも出せる」、「買い物のついでに出せる」などの利便性を理由としたものが多かった。

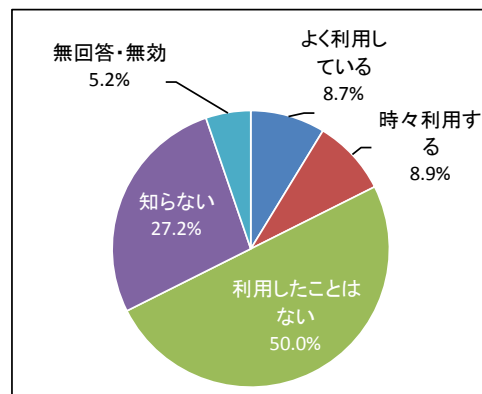


図 1-8 民間事業者設置の古紙回収機などの利用状況

(7) 1人1日当たりのごみの排出量などについて

① 群馬県のごみ排出量の認知度

県の1人1日当たりのごみの排出量に関しては、「知らない」が最も多く、「あまり知らない」を含めると8割近くが把握していない。しかし、前回の調査と比較すると認知度は上がっている。

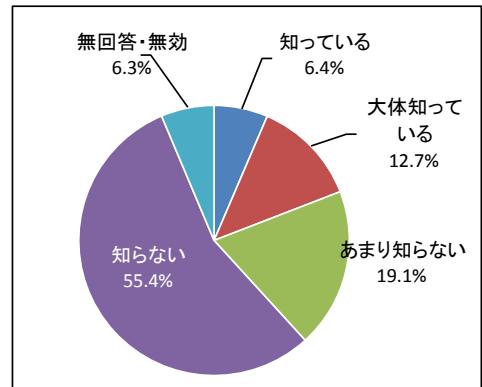


図 1-9 群馬県のごみ排出量の認知度

② 居住地のごみ排出量の認知度

同様に、自身が居住している自治体の1人1日当たりのごみの排出量に関しても、「知らない」が最も多く、「あまり知らない」を含めると8割弱の人が把握していないが、県の場合と同様に認知度は上がっている。

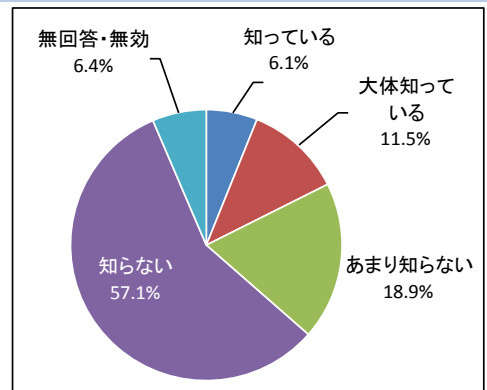


図 1-10 居住地のごみ排出量の認知度

③ ごみの減量のために重要なこと

ごみの減量のために最も重要だと思うことは、「①計画的に買い物をし、無駄買いをしない」であり、次いで「⑥ごみの分別、集団回収などに協力する」、「③使い捨て商品や過剰な包装を利用しない」があげられている。

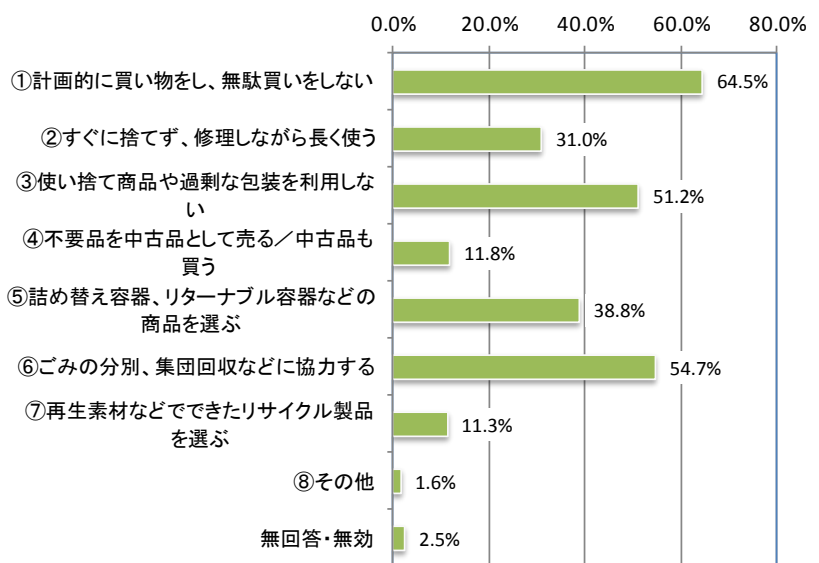


図 1-11 ごみの減量のために重要だと思うこと

## (8) 食品ロスについて

### ① よくやってしまう「食品ロス」

「食品ロス」で最もよくやってしまうのは、「②食べ残し」であり、次いで「①直接廃棄」である。一方、「④食品ロスは、ほとんど出さない」との回答も「①直接廃棄」と同程度となっている。

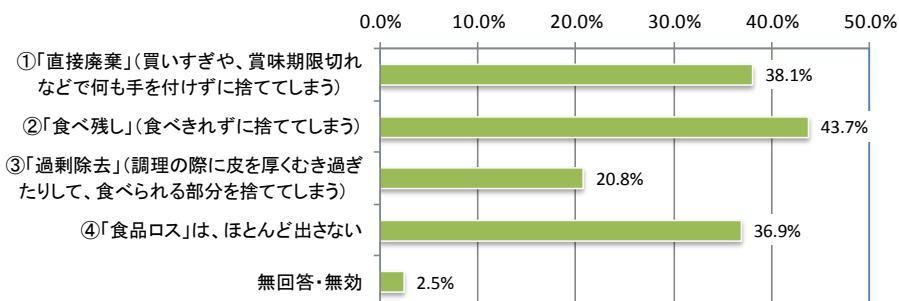


図 1-12 よくやってしまう「食品ロス」

### ② 家庭で「直接廃棄」をしてしまう主な理由

「直接廃棄」をしてしまう理由で最も多いのは、「③親戚や近所の方などから、大量の食料をもらい、使いきれなかった」であり、次いで「②家にある在庫を忘れ、同じものを買ってしまい、使いきれなかった」である。

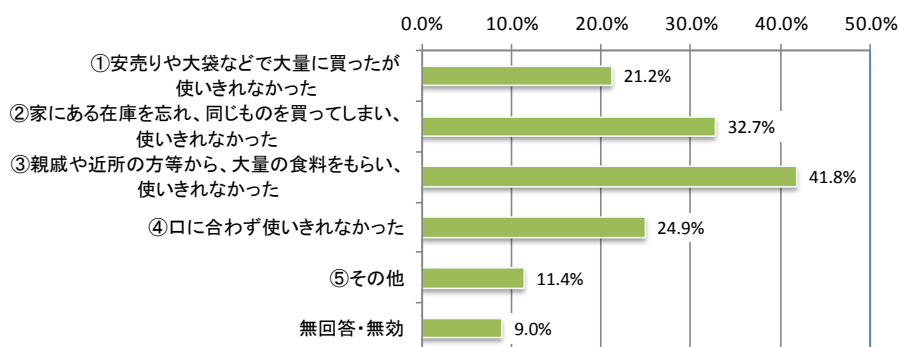


図 1-13 「直接廃棄」をしてしまう理由

### ③ 「賞味期限」と「消費期限」の意味の違いの認知度

「食品ロス」を生む一つの要因として考えられる「賞味期限」と「消費期限」については、9割近い人が意味の違いを把握しており、「③知らなかった」はわずかであった。

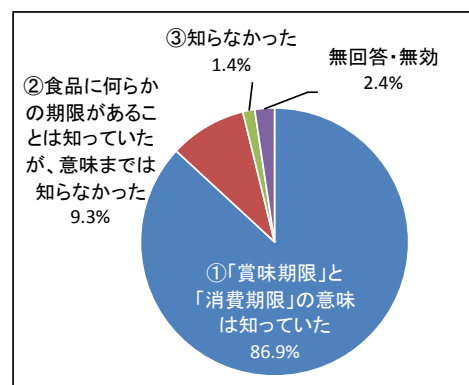


図 1-14 「賞味期限」と「消費期限」の認知度

#### ④ 家庭で「食品ロス」を出さないための工夫

家庭で「食品ロス」を出さないための工夫で最も多かったのは、「②買い物メモを持参し、必要な物を必要な分だけ買う」、次いで「④調理は食べきれぬ量をつくるように心掛けている」、「①買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認する」である。

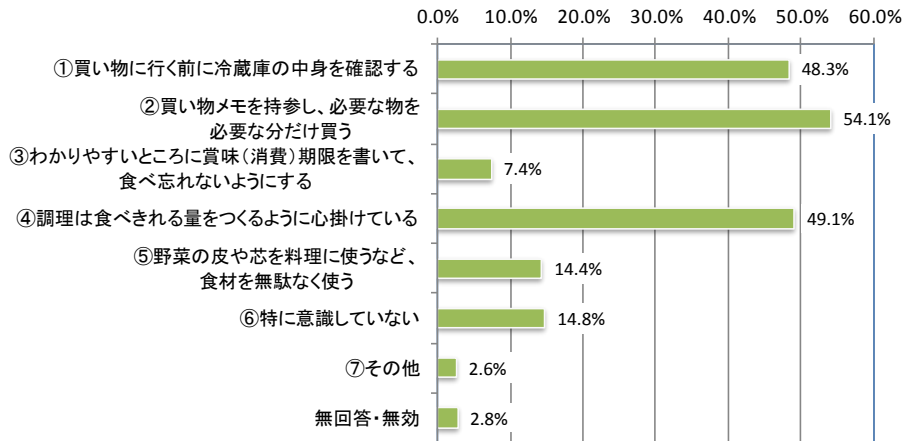


図 1-15 「食品ロス」を出さないための工夫

#### ⑤ 外食先で食べ残しを出さないための店舗への要望

外食先で食べ残しを出さないための店舗への要望の上位は、「②食べきれなかった料理の持ち帰り」、「①小盛りメニューの導入」、「③量の調節」である。

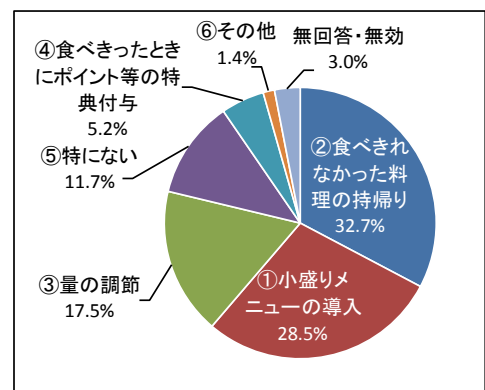


図 1-16 食べ残しを出さないための店舗への要望

## (9) 居住地のごみ処理の改善点について

### ① ごみの出し方やごみ問題に関する情報

ごみの出し方やごみ問題に関する情報については、過半数が「②必要最低限の情報はあるが、もっと有益な情報を提供する」ことを望んでおり、「③十分情報があり、よく理解できているためこのままでよい」との意見は3割程度にとどまっている。

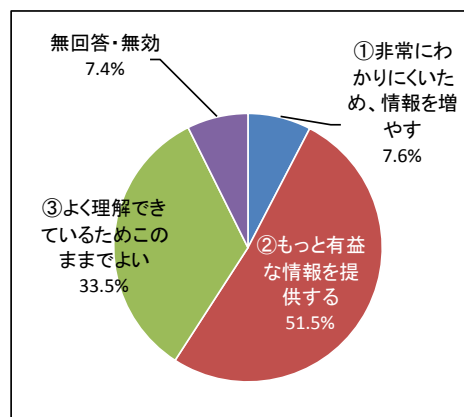


図 1-17 ごみの出し方やごみ問題に関する情報提供

### ② 3R（排出抑制・再使用・再生利用）への取組について

3Rへの取組について多かった意見は、「②3Rの必要性を市民などに浸透させる」、「③どのように3Rに取り組みばよいのか啓発する」、「①市民などが3Rに取り組めるよう制度や設備を整える」である。

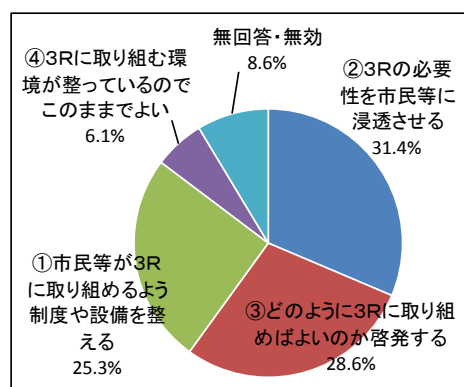


図 1-18 3R（排出抑制・再使用・再生利用）への取組

## (10) 家庭系ごみの有料化について

### ① ごみ有料化に対する賛否

ごみ処理費用の一部を指定ごみ袋の料金に上乗せして徴収すること（有料化）の賛否は、「どちらかという賛成」が最も多く、次いで「どちらかという反対」であり、全体的に「賛成」意見が「反対」意見を上回っており、前回調査と比較しても「反対」意見は減少している。

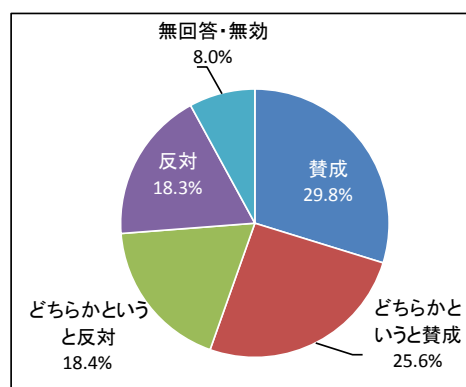


図 1-19 ごみ有料化に対する賛否

## ② 負担の許容範囲

家庭ごみが有料となった場合(又は既に有料化されている場合)の負担額については、「②月額300円くらいまで」が最も多く、次ぐ「①月額100円くらいまで」もほぼ同程度である。「③月額500円くらいまで」になるとその割合は半分近くまでに減少し、「⑥いくらであっても大きな抵抗感がある」という意見も同程度ある。

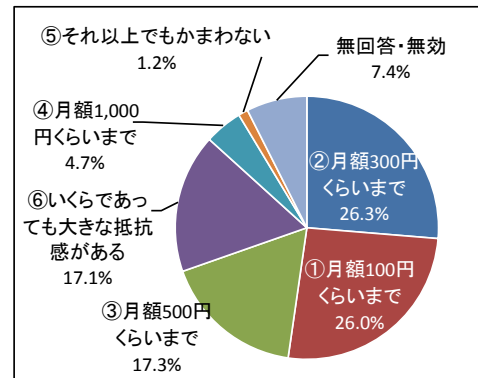


図 1-20 負担の許容範囲

## ③ 家庭ごみ有料化を導入するとした場合の配慮事項

家庭ごみ有料化を導入するとした場合に必要な配慮については、「①資源ごみなど無料回収する品目数を増やす」が最も多く、次いで「⑧家計への負担が少ない手数料にする」、「⑨小売店と協力して、ごみにならない販売方法や店頭回収を広める」、「③手数料の使い道を明らかにする」となっている。

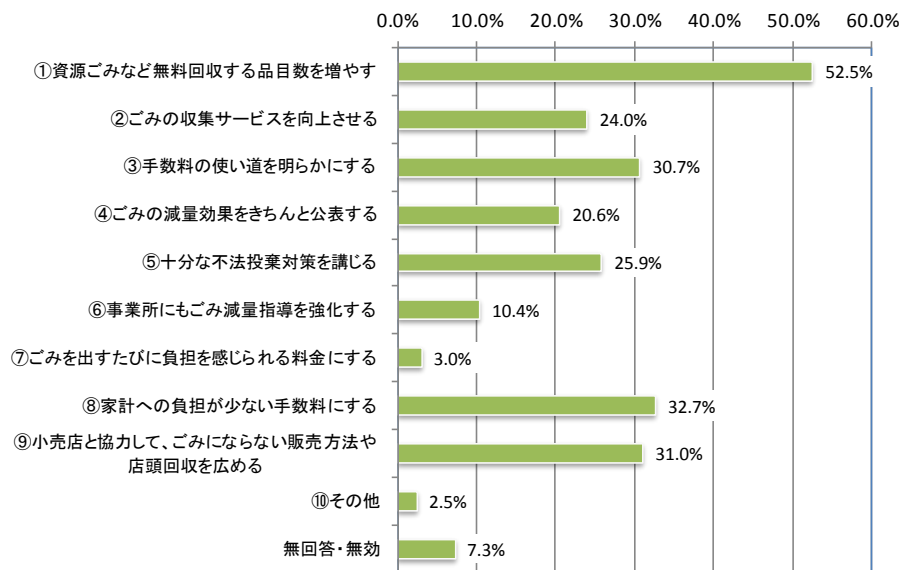


図 1-21 家庭ごみ有料化の導入時に配慮すべき事項

## (11) 大災害時の災害廃棄物について

### ① 災害が発生した際の廃棄物処理に関する問題意識

災害が発生した際の廃棄物の処理に関して、最も不安を感じる又は問題意識を持っているものは、「③災害後のし尿処理（トイレの問題）」、次いで「①被災した建物のがれきや浸水した家財等の処理」である。

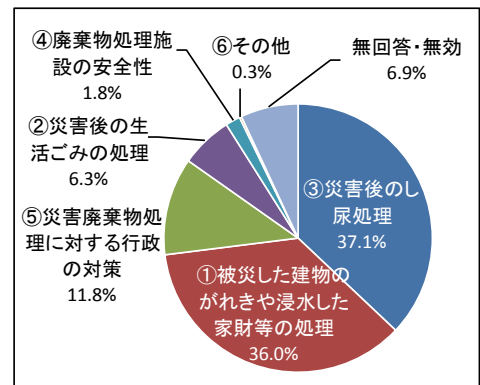


図 1-22 災害時の災害廃棄物に関する問題意識

### ② 仮置場に関する認識

大規模災害が発生した場合、災害廃棄物を一次的に集積・選別するためのスペースとして必要となる仮置場については、「聞いたことはある」が最も多いが、「知らない」も同程度ある。

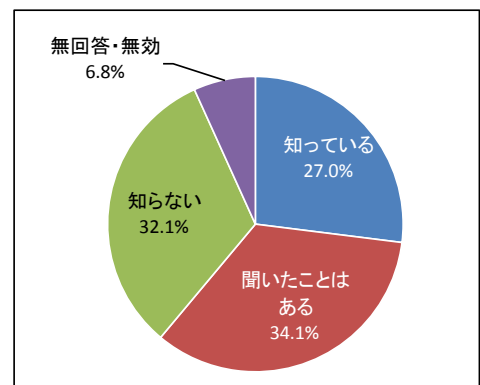


図 1-23 仮置場の認知度

### ③ 仮置場の設置に対する認識

仮置場の設置場所の検討対象が自分の住まいの近所となった場合の考えで最も多いのは、「①近隣住民との話し合いが十分なされる前提で、原則として受け入れる」であるが、次ぐ「②できるだけ住宅などから離れた場所を検討すべき」との回答も同程度である。

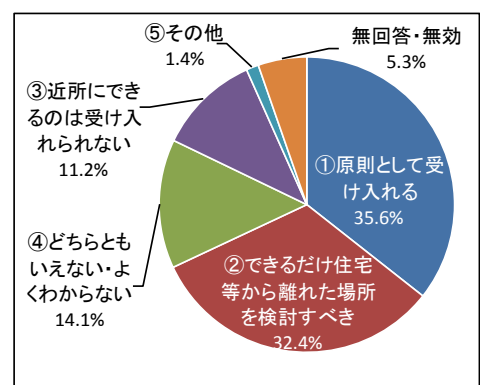


図 1-24 仮置場に対する受容度



## (12) 持続可能な社会について

持続可能な社会を将来の世代に引き継ぐために今わたしたちが取り組むべきこととして「エネルギーの消費を抑えたライフスタイルへ転換すること」や「3R（発生抑制・再使用・再生利用）を進め、循環型社会を実現すること」に対しては、「②社会全体で無理のない範囲で推進すべき」との意見が過半数を占めている。

また、「高齢者や障がい者など、資源の分別や指定の時間に指定の場所へのごみ出しなどが困難な、いわゆる「ごみ出し弱者」に対する対策」については、「①社会全体で積極的に推進すべき」が「②社会全体で無理のない範囲で推進すべき」を上回っている。

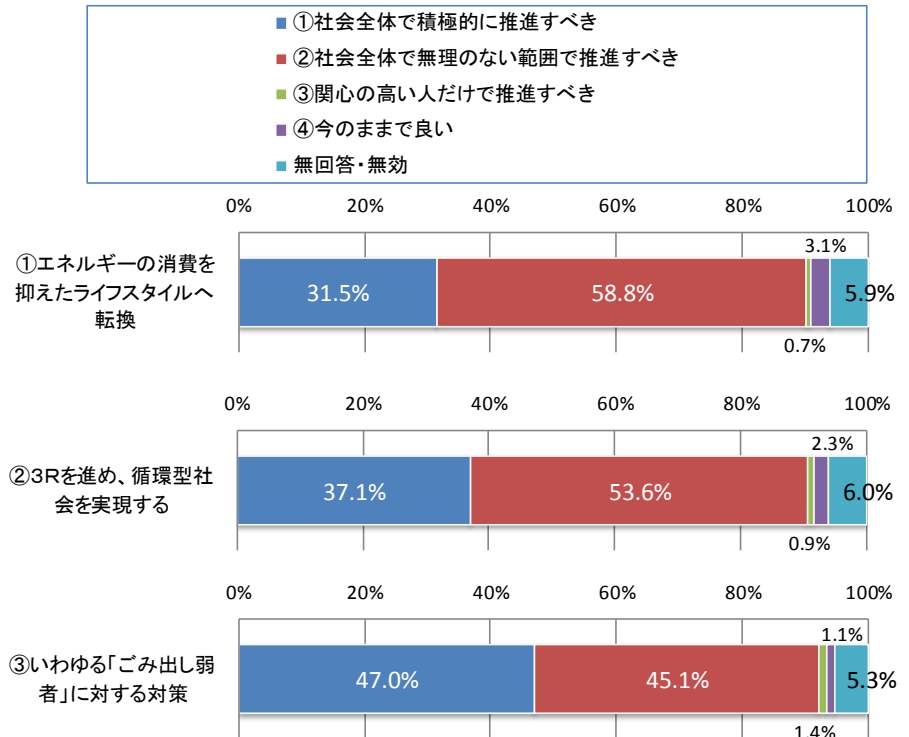


図 1-25 持続可能な社会実現のためにすべきこと

## (13) その他自由意見

その他、循環型社会づくりやごみの減量、リサイクルの推進などについての意見

※（ ）内は同様意見の数

- ◆ ごみ関連の有料化について (30)
- ◆ ごみの収集場所や回数について (26)
- ◆ 生産者や販売者のごみ減量・リサイクルについて (24)
- ◆ 食品ロスについて (18)
- ◆ 過剰包装の削減について (17)
- ◆ 分別やリサイクルに関する教育について (15)
- ◆ 3RなどのPR・啓発について (13)
- ◆ リサイクル、修理について (11)
- ◆ 高齢者、障がい者などへの配慮について (10)
- ◆ 日本語を読めない外国人に対する対策について (9)
- ◆ アンケートについて (5)
- ◆ ごみに関する疑問 (4)
- ◆ 循環型社会の構築について (4)
- ◆ その他 (34)

## 1.2 市町村

### (1) 家庭系ごみの施策について

#### ① 今後重点的に減量やリサイクルに取り組むべき品目

家庭から排出されるごみのうち、今後重点的に減量に取り組むべきと考えられている品目は、ほとんどの市町村が「①生ごみ」をあげている。

また、今後重点的にリサイクルに取り組むべきと考えられている品目は、8割以上の市町村で「②紙類」をあげており、次いで「⑤プラスチック類」、「①生ごみ」とつづいている。

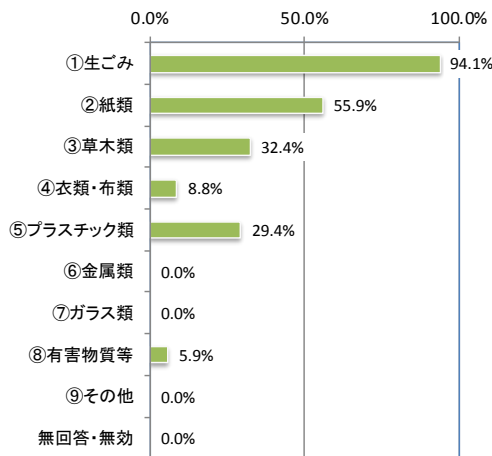


図 1-26 今後重点的に減量に取り組むべきと考える品目

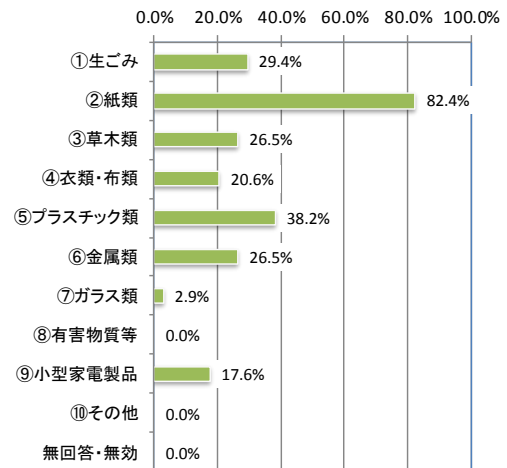


図 1-27 今後重点的にリサイクルに取り組むべきと考える品目

#### ② 3Rの推進状況

循環型社会形成に向けて進められてきた3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進状況は、8割近くの市町村が「①発生抑制（減量）がなかなか進まない」と回答しており、次いで「③リサイクル率がなかなか上がらない」、「④リサイクル率はすでに限界にある」となっている。一方、「②すでに十分な発生抑制（減量）ができている」との回答はわずかにとどまっており、発生抑制の遅れがみられる。

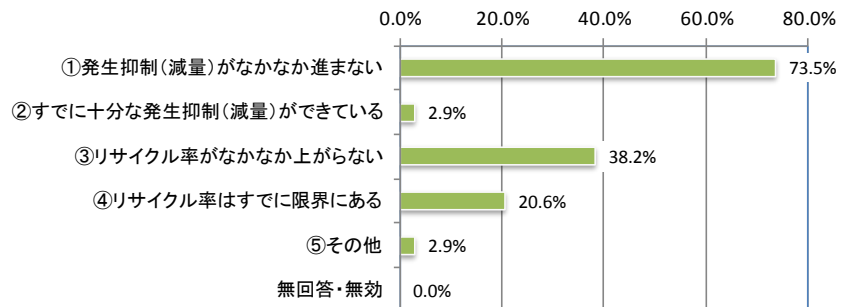


図 1-28 3Rの推進状況

### ③ ごみの減量・リサイクルに関して実施している施策

ごみの減量・リサイクルに関する施策としては、8割近い市町村で「①生ごみ処理機・コンポスト容器への助成」を実施しており、次いで「④集団回収の促進策の実施」となっている。

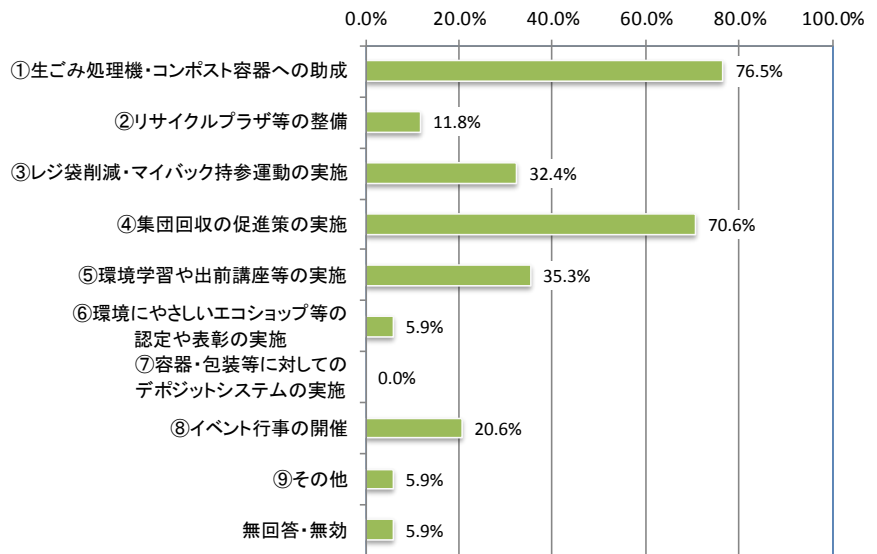


図 1-29 ごみの減量・リサイクルに関して実施している施策

### ④ 家庭ごみの分別の状況

家庭ごみの分別は、9割弱の市町村が「だいたい分別されている」と回答しており、「きちんと分別されている」を合わせると9割を超える。

前回調査時と比較すると、「きちんと分別されている」割合は減っているものの、「だいたい分別されている」と合計した割合は増加している。

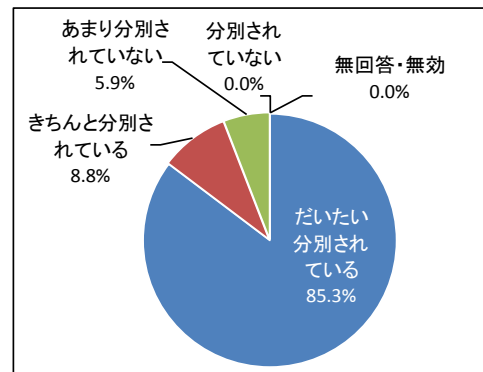


図 1-30 家庭ごみの分別の状況

### ⑤ 分別されない理由

前述で「あまり分別されていない」と回答した市町村では、考えられる理由として「②洗う、キャップをとる、ラベルをはがすなどの手間がかかりすぎる」、「④啓発・周知が十分にできていない」、「⑤その他（ごみをリサイクルしようという意識が低い）」をあげている。

前回調査では「あまり分別されていない」と回答したすべての市町村が、「①分別のルールが複雑でわかりにくい」をその理由としてあげていたが、今回調査ではあがっていない。

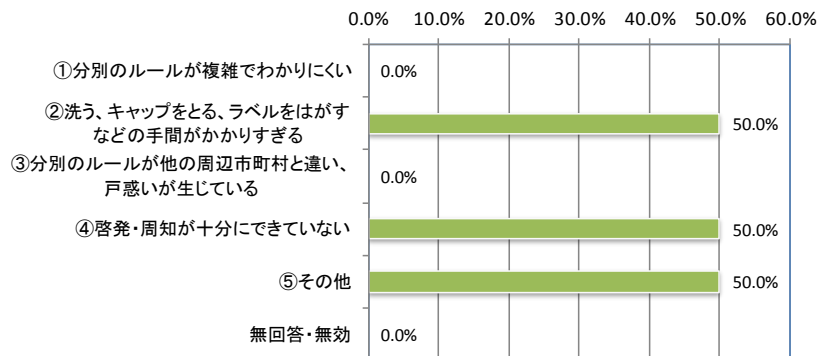


図 1-31 分別されない理由

## (2) 家庭ごみの有料化について

### ① 有料化の導入状況について

家庭ごみの有料化については、「今のところ導入の予定はない」が最も多いが、「すでに導入している」もほぼ同程度あり、「導入を検討している」との合計では「今のところ導入の予定はない」を上回っている。

「すでに導入している」市町村における導入時期は、平成6年度(1件)が最も早く、平成9年度(1件)、平成10年度(2件)、平成12年度(1件)、平成17年度(3件)である。

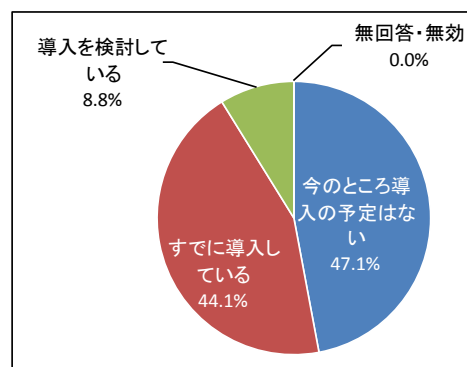


図 1-32 家庭ごみの有料化の導入状況

### ② 徴収した手数料の用途

「すでに導入している」と「導入を検討している」と回答した市町村における徴収した手数料の使い方、使う予定は、「用途は特定せずに一般財源に充当する」が最も多く、次いで「ごみの減量やリサイクル施策に充当する」である。

前回調査時と比較すると、「ごみの減量やリサイクル施策に充当する」が減少し、「用途は特定せずに一般財源に充当する」が大幅に増加している。

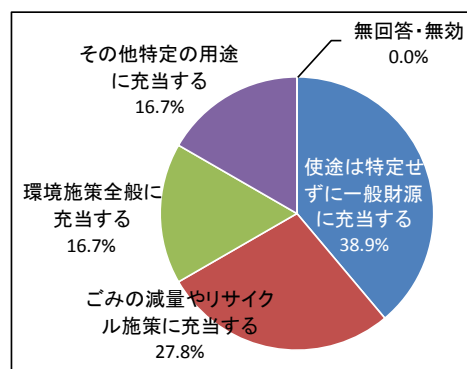


図 1-33 徴収した手数料の用途

### ③ 有料化導入後の状況

有料化導入後の変化は、「①ごみの減量化が進んだ」と「⑤住民のごみ減量に対する意識が向上した」が最も多く、次いで「②導入当初はごみの減量化が進んだが、その後導入前の状況と変わらなくなった」になっている。

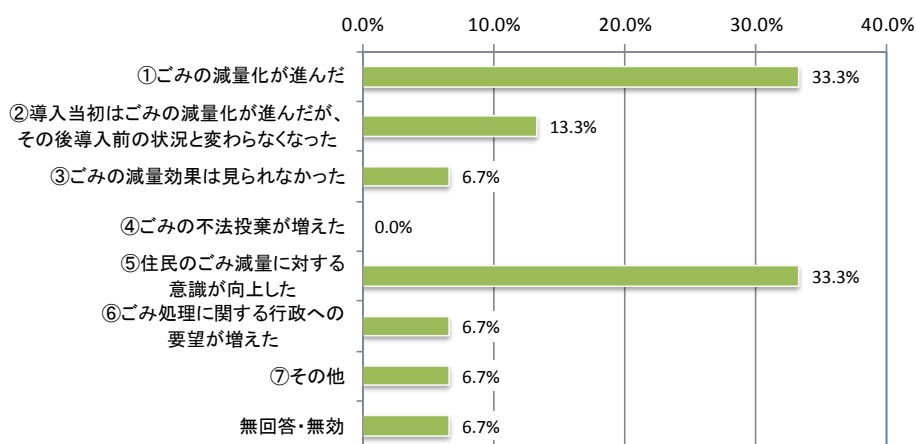


図 1-34 有料化導入後の状況

#### ④ 導入していない理由

「今のところ導入の予定はない」市町村が導入しない理由は、「住民の理解を得るのが難しい」が最も多く、次いで「政治的な判断で導入していない」があげられている。前回調査時と比較すると、「住民の理解を得るのが難しい」は減少傾向にある。

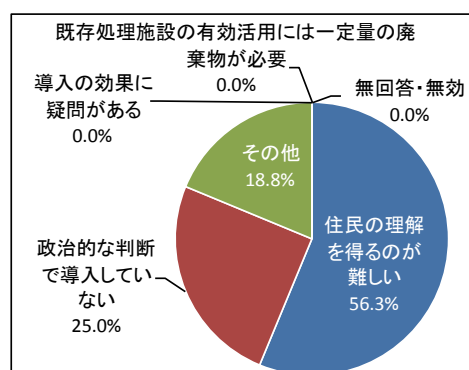


図 1-35 導入していない理由

#### ⑤ ごみの有料化を導入・検討する際の重視すべき点

ごみの有料化を導入・検討する際に重視すべき点として、「②ごみの収集サービスを向上させる」が最も多く、次いで「④ごみの減量効果をきちんと公開する」と「⑦ごみを出すたびに負担を感じられる料金にする」、「⑤十分な不法投棄対策を講じる」があげられている。

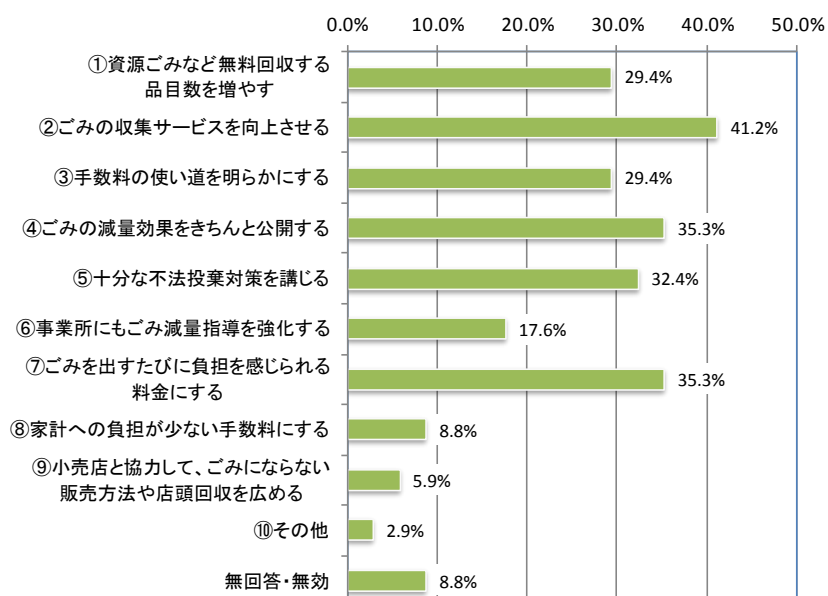


図 1-36 ごみの有料化を導入・検討する際の重視すべき点

### (3) 事業系ごみについて

#### ① 事業系ごみに関する問題点

事業系ごみに関する問題点は、「②家庭ごみへの混入がある」が最も多く、次いで「③減量のための施策が講じにくい」である。

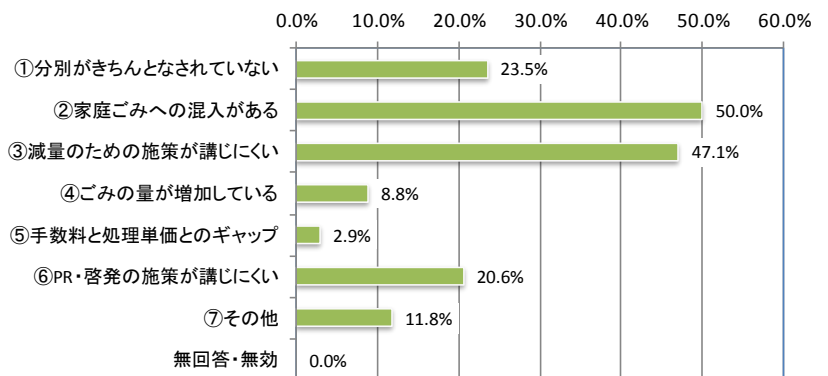


図 1-37 事業系ごみに関する問題点

#### ② 事業系ごみに関して実施している施策

事業系ごみに関して実施している施策は、「②受入確認を厳しく実施」が最も多く、次いで「③多量排出事業者への指導」となっている。

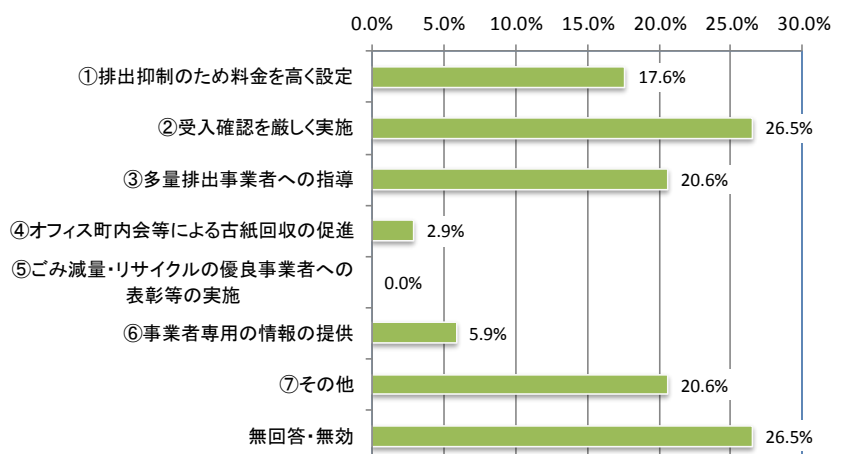


図 1-38 事業系ごみに関して実施している施策

#### ③ 事業系ごみ処理手数料の見直し予定

事業系ごみの処理手数料の見直しは、8割強の市町村が「予定なし」となっている。「見直しの予定あり」の市町村の見直し予定年度はいずれも2019年度で、手数料の変更内容は以下のとおり。

- ◆ 「消費税相当額」の部分を8%→10%とする予定
- ◆ 10kg 当たり 200 円
- ◆ 18.7 円/kg (消費税率改定対応)

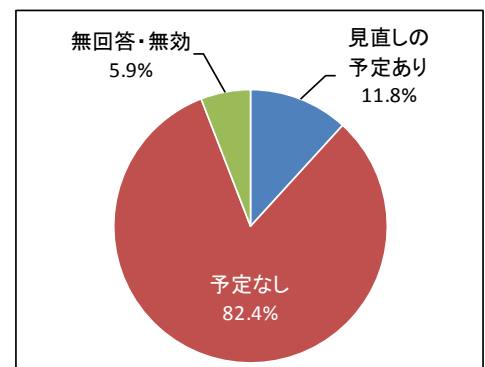


図 1-39 事業系ごみ処理手数料の見直し予定

#### (4) ごみ処理施設の整備・運用状況について

ごみ処理施設・リサイクル施設の運用や整備などにおける課題など【自由回答】

- ◆ ごみ処理施設の老朽化による修繕費の増加や修繕期間の長期化
- ◆ 一部の構成自治体が離脱したことに加え、ごみ減量施策の効果により、ごみ焼却施設については安定的で効果的な運営が困難となっており、可燃ごみの広域的な受入れについて検討している。
- ◆ 老朽化した焼却施設の安定稼働と延命化を図るために、新焼却施設 H33 年 4 月稼働予定まで計画的な点検・補修工事を行う。
- ◆ 施設の延命、発生した残渣の処理、RDF の処理
- ◆ ごみ焼却・リサイクル施設が共に老朽化しており、修繕・機械更新費用は増大しているが、町財政が逼迫しており、対応出来ていない。現在のごみ処理計画人口では循環型交付金の対象からはずれている。広域化検討では、近隣市との計画年数が 5 年ほど違い、調整が難しく進んでいない。

#### (5) 普及・啓発の施策について

##### ① 住民や事業者に対する情報提供の方法

住民や事業者に対する情報提供の方法では、「①各戸への広報誌や分別マニュアルの配布」が最も多く、次いで「②ホームページ」である。

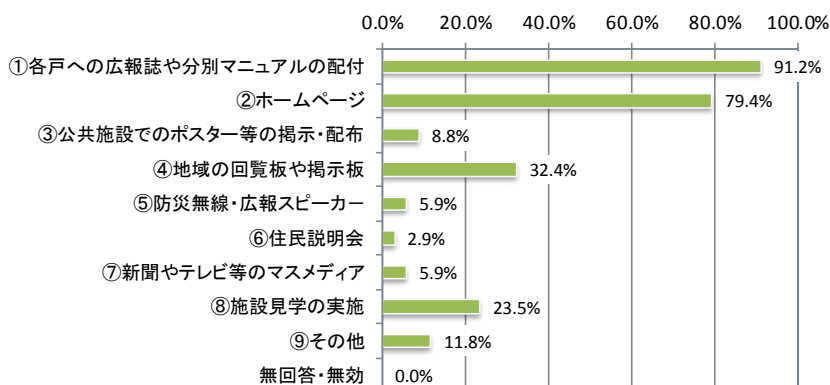


図 1-40 住民や事業者に対する情報提供の方法

##### ② 住民などの意見の取り入れ方

廃棄物・リサイクルに関する計画、条例の策定や見直しの過程で、住民などの意見を取り入れる方法としては、「⑤審議会(委員の公募など)」、「⑥パブリック・コメント」が最も多く、次いで「③自治会や町内会からの意見聴取」である。

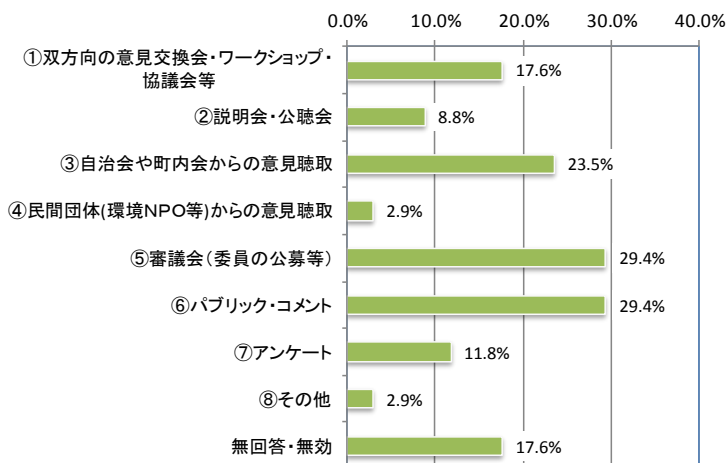


図 1-41 住民などの意見の取り入れ方

## (6) 行政計画などの施策について

### ① 高齢者などのいわゆる「ごみ出し弱者」に対する対策や災害時に廃棄物となる「空き家」の対策など、検討又は実施している施策【自由回答】

※（ ）内は同様意見の数

#### <ごみ出し弱者対策>

- ◆ 「こんにちは収集事業」：要介護認定を受けているなど一定の要件に該当し、家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族などの協力が得られない独り暮らしの人を対象に、ごみの排出支援と安否確認のため戸別収集とともに声掛けを行う事業
- ◆ ごみステーションにごみを出すことが困難な一人暮らしの高齢者世帯を対象に週に1回訪問し、ごみを収集している。また、ごみを収集するとともに声掛けをし、安否確認を行っている。
- ◆ 「ごみ出し弱者」については、実施要綱を定め、対象に該当すれば戸別収集を行っている。
- ◆ 高齢者のごみ出し支援については、みどり市安心支援事業としてサポートを行っている。
- ◆ 戸別収集を行っている。（高齢者や介護を必要とする弱者の家に毎週水曜日に訪問しごみの収集を行っている）
- ◆ NPO法人によるごみステーションまでのごみ出し代行（有料）分別支援
- ◆ 交通弱者（免許がなく、車での施設搬入ができない方）に対し、収集サービス（有料）を実施している。

#### <空き家対策>

- ◆ 「空き家」対策として、空き家の管理・老朽危険空き家の解体・空き家の活用を支援する助成制度を実施している。
  - ・空き家の管理費：かかった費用の2分の1、上限20万円
  - ・老朽化した空き家の解体：解体費用の5分の4、上限100万円
  - ・空き家活用：地域サロンとして活用の場合、改修費用の3分の2、上限500万円。地域サロンとして借りる場合、家賃の5分の4、上限5万円（月額）。住居として活用の場合、改修費用の2分の1、上限2万円（月額）。事務所・店舗として活用の場合、改修費用の2分の1、上限500万円
- ◆ 町は、管理のできていない空き家などの管理者に対して改善依頼を行っている。また、大泉町シルバー人材センターと協定を結び、管理されていない空き家などを減らすため、町では同センターの空き家など管理をPRしている。

#### <その他>

- ◆ 災害時に発生する「災害廃棄物」に対する対策として、災害廃棄物処理計画を策定している、又は策定する予定（2）



## ② 住民、県、国への要望や意見【自由回答】

---

- ◆ 一般廃棄物処理実態調査において、群馬県のリサイクル率は全国的に見ると低い。高いリサイクル率の自治体を見ると、焼却灰を外部にリサイクル処理委託していることが多く、本市のように自ら最終処分場を有する自治体にとっては、予算面の問題から外部委託は難しい。世間からは、実態調査で評価されることが多いため、ごみ発電によるサーマルリサイクル率を考慮するなど、新たな視点での評価方法を検討してほしい。また、リサイクル率を向上させるために、焼却灰のリサイクル処理を補助するための交付金メニューを追加するなど、新たな循環型社会形成の施策をお願いしたい。
- ◆ ごみステーション設置数の増加により、ごみステーションへの排出ルールを無視した廃棄物や、カラスによる散乱したごみの清掃などで、委託業者が収集時間内に回収しきれなくなるケースがある。住民は、排出ルールの厳守を徹底してほしい。
- ◆ レジ袋の有料化の小売業者への義務付けを国で進めていただきたい。
- ◆ ごみ減量などの啓発パンフレットなど、また、リサイクルの啓発パンフレットなど、わかりやすいものを作成していただけると良い。

## 1.3 産業廃棄物処理業者

### (1) 処理事業の概要

#### ① 受入と処分の傾向

最近約5年間の県内からの受入量は、「変わらない」が最も多いが、「増えている」もほぼ同程度である。これに対し、県外からの受け入れ状況は「変わらない」が過半数を占めている。

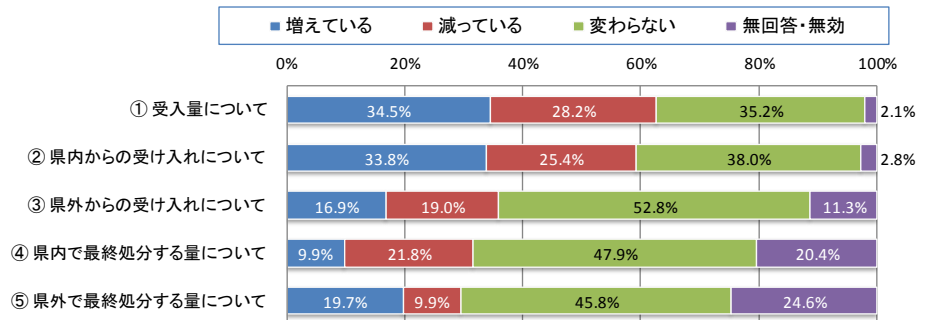


図 1-42 産業廃棄物処理業の概要

#### ② 現在の産業廃棄物の受入状況

現在の産業廃棄物の受入状況は、「②処理能力に見合った受入状況である」が最も多く、次ぐ「①処理能力に十分な余力がある」と合わせると、現在のところ処理能力に問題はないと考えられる。

しかしながら、前回調査時と比較すると「①処理能力に十分な余力がある」は減少傾向にあり、「③余力がなく、処理能力の上限である」は増加傾向にあることから、処理量が増加していることがうかがえる。

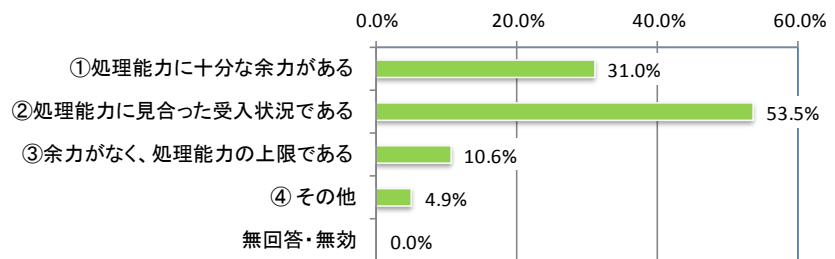


図 1-43 現在の産業廃棄物の受入状況

## (2) 事業上の課題などについて

### ① 事業を営むうえでの課題

事業を営むうえでの課題は、「⑥人材の確保が困難」が最も多く、他の課題も「⑤異業種からの新規参入に伴う競争激化への対応が困難」を除き 20%前後であることから、事業者によって課題がさまざまであることがうかがえる。

また、前回調査時と比較すると「⑤異業種からの新規参入に伴う競争激化への対応が困難」を課題とあげる事業者が大きく減少している一方、「⑥人材の確保が困難」が大幅に増加していることから、処理量の増加がうかがえる。

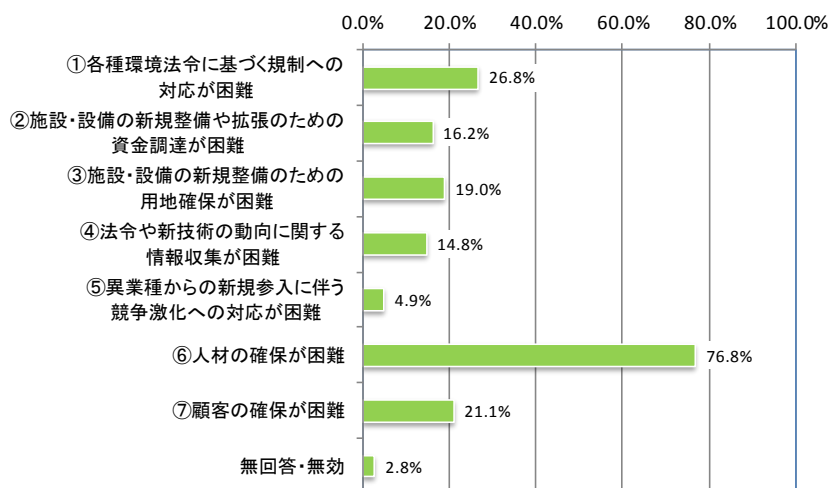


図 1-44 事業を営むうえでの課題

### ② 中国における廃プラスチック等資源ごみの輸入禁止問題の影響

中国が平成 29 年末から廃プラスチックなどの資源ごみの輸入を禁止したことで、多くの資源ごみを中国に輸出している日本では、今後の影響について懸念が高まっている。この問題の廃棄物処理やリサイクル、資源の販売などへの影響は、「①影響している」と「②影響はない」がほぼ同程度で二分している。

影響の内容は「ア. 処理費用などのコストが上昇している」が最も多く、次いで「イ. 廃棄物資源の処理先・販売先のルート確保が困難」である。

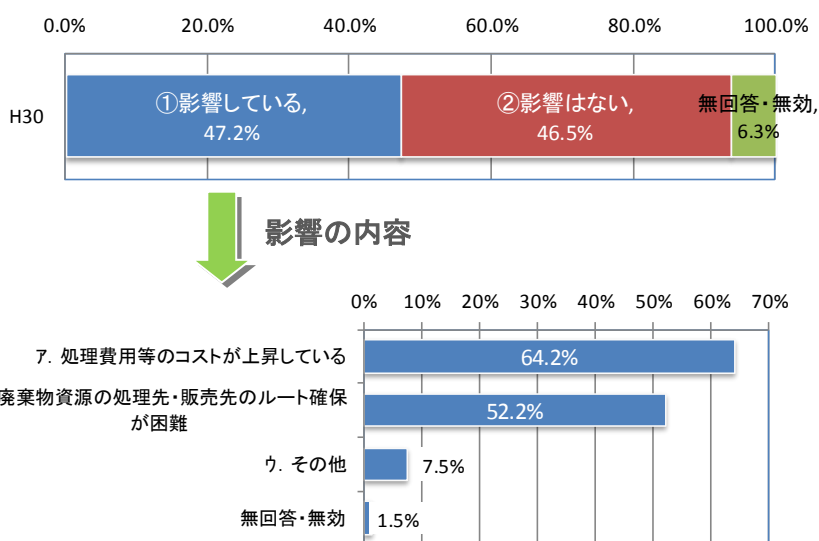


図 1-45 中国の廃プラスチック等資源ごみの輸入禁止問題の影響

### ③ その他、事業を営むうえでの課題【自由回答】

※（ ）内は同様意見の数

- ◆ 現場作業員や大型車両・重機の経験者などの人材不足（6）
- ◆ 機械の入替えや増設の手続きが煩雑であり、許可取得にも時間がかかる。（4）
- ◆ 規模拡大や業務の効率化を図る際など、規制が厳しく自由な活動ができない。（3）
- ◆ 排出業者でコストが優先され、適正処理はまだ課題があるように感じる。（3）
- ◆ 最終処分場、焼却場が県内県外問わず逼迫している。（2）
- ◆ 仕事量の減少。需要と供給のバランスを保つこと。（2）
- ◆ 廃プラの処分先確保が難しくなっている。（2）
- ◆ その他（10）

### (3) 環境への配慮事項について

#### ① 認証・認定の取得状況

「ISO14001」では認証を受けることに否定的な回答が肯定的回答を若干上回っており、前回調査時と比較すると「認証を受けるつもりはない」が増加傾向にある。また、「エコアクション21」では過半数が「認証を受けるつもりはない」と回答しており、前回調査時と比較すると「認証を受けるつもりはない」が増加傾向にある。一方、「環境GS（ぐんま・スタンダード）」では「認証を受けるつもりはない」は他の認証より少なく、認証を受けることに肯定的回答は半数を超えている。しかし、前回調査時と比較すると「認証を受けている」の割合は減少している。

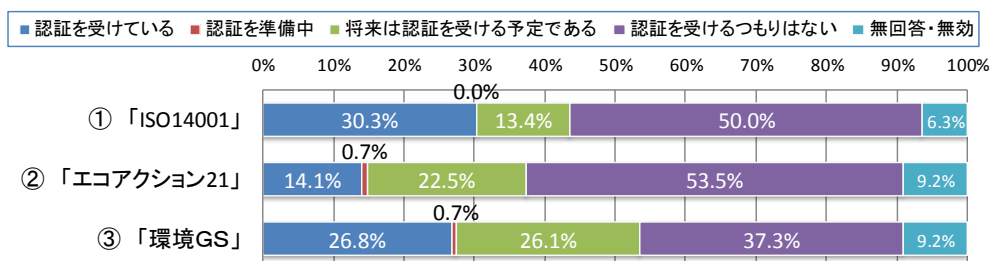


図 1-46 認証・認定の取得状況

#### ② 環境負荷の少ない製品（グリーン購入法に基づく製品）の利用の状況

グリーン購入法に基づく環境負荷の少ない製品の利用状況は、「グリーン購入を推進している」と「今後推進していく予定である」を合わせて6割以上の回答者が推進意向を示しているが、前回調査時と比較すると、「グリーン購入を推進している」と「今後推進していく予定である」は減少傾向にある。

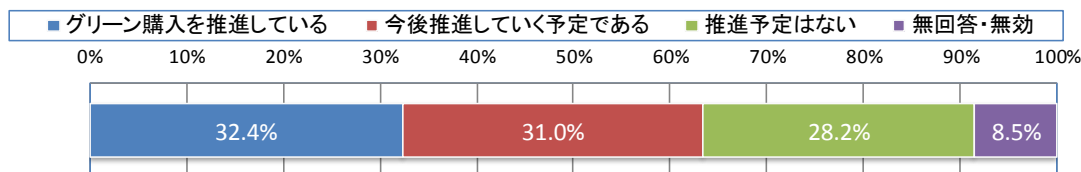


図 1-47 環境負荷の少ない製品の利用の状況

#### (4) 情報の管理と活用について

##### ① 受け入れた廃棄物に関する情報の管理体制

受け入れた廃棄物に関する情報の管理体制は、「②紙媒体でマニフェストを記入しているが、情報はデジタル化してパソコンで管理している」と「①電子マニフェストを導入し、リアルタイムに情報を把握できる体制がある」が主に行われている管理方法である。

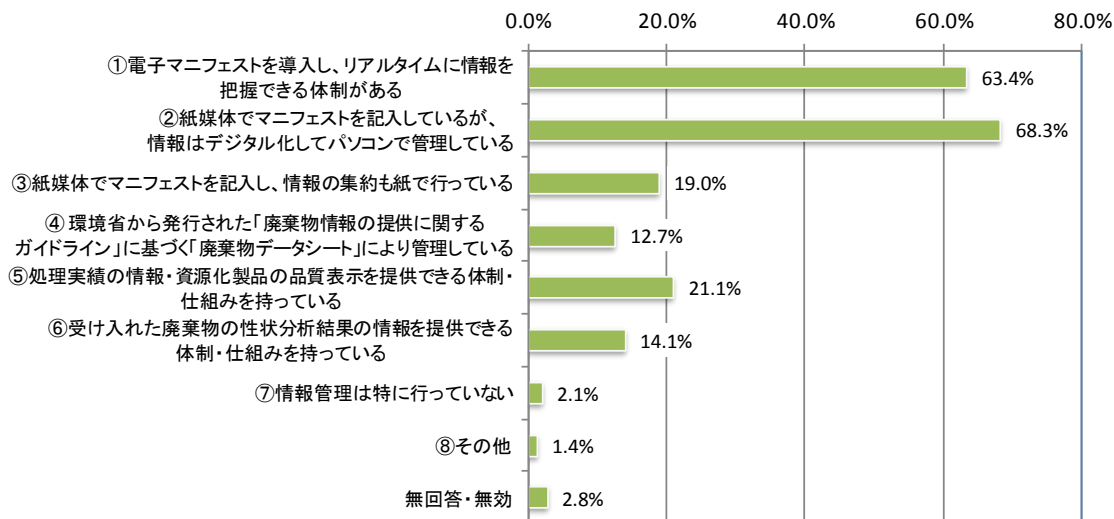


図 1-48 受け入れた廃棄物に関する情報の管理体制

##### ② 産業廃棄物情報サイトの活用状況

県がインターネット上 (<http://www.gunma-sanpai.jp/>) で提供している産業廃棄物情報のサイトは、6割近くが「②たまに閲覧する程度」であり、「③サイトの存在は知っているが閲覧したことがない」、「④サイトの存在を今回初めて知った」事業者もあり、周知の不足がうかがえる。

前回調査時と比較するとサイトの認知度や活用状況は若干向上している。

また、本サイトに対する要望などは以下のとおり。

- ◆ スラグ撤去情報を掲載してほしい。
- ◆ スラグの投棄マップを掲載してほしい。
- ◆ 産業廃棄物に関わる資格の情報を掲載してほしい。
- ◆ 必要な情報にたどり着けない（分かりにくい）。

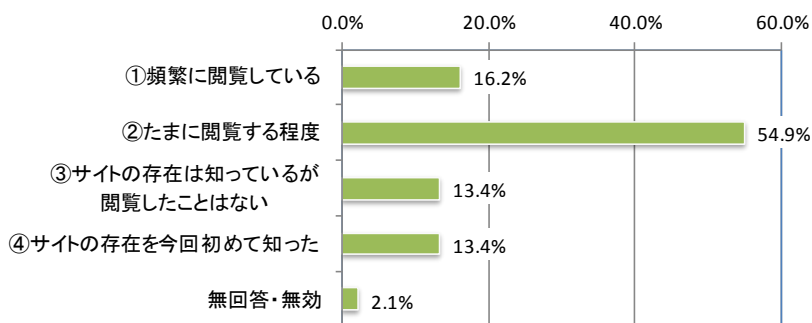


図 1-49 県の産業廃棄物情報サイトの活用状況

## (5) 排出事業者との関係

### ① 排出事業者へのアドバイス 【自由回答】

※ ( ) 内は同様意見の数

- ◆ 分別排出の徹底 (16)
- ◆ 電子マニフェストの導入・適正な記入 (9)
- ◆ 排出事業主としての責任の自覚と知識の習得 (7)
- ◆ 処理コストに対する意識改善 (4)
- ◆ 法令や市況などのリサイクルを取り巻く情報提供 (2)
- ◆ ISO14001 などの認証制度の導入

### ② 排出事業者からの要望

排出事業者から寄せられる主な要望は、「⑤処理料金について」が最も多く、次いで「②処理状況の確認」である。

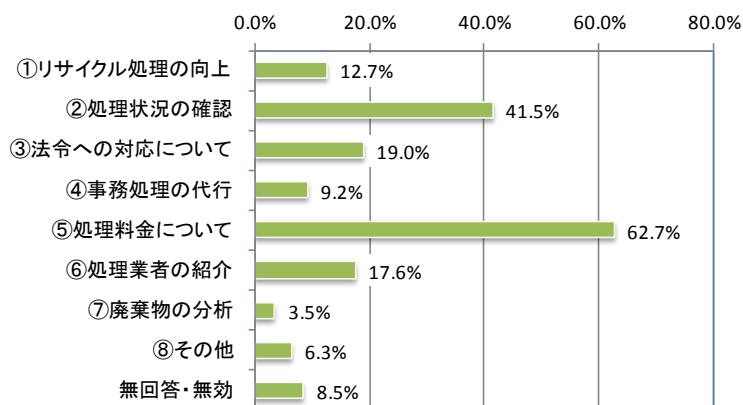


図 1-50 排出事業者からの要望

## (6) リサイクルや適正処理の推進について

### ① リサイクルの推進や、不適正処理の防止（適正処理ルートの確保策）などにおいて、特に工夫している点【自由回答】

※ ( ) 内は同様意見の数

- ◆ 廃材受入時にチェックし、許可品目以外の受入拒否 (3)
- ◆ 取引開始前に排出事業者の簡易調査や排出する産業廃棄物の内容などを確認する。特に新規取引においては、念入りに確認する。(2)
- ◆ 最終処分場、処理業者などの視察 (2)
- ◆ 廃棄物ごとにデータを書面管理し、搬入業者も見られるようにしている。(2)
- ◆ 2次処理先との情報共有
- ◆ 積極的に手選別、手解体をしてリサイクル向上を進めている。
- ◆ 適正処理を行うため、社内パトロールを定期的に行っている。
- ◆ 排出者へ電子マニフェスト加入を勧める。
- ◆ 行政とセミナーを開催している。

## ② リサイクルや適正処理を推進していくために、県内に必要と思う施設や機能

リサイクルや適正処理を推進していくために県内に必要だと思う施設や機能は、「⑪管理型最終処分場」が最も多く、次いで「⑧焼却施設」である。

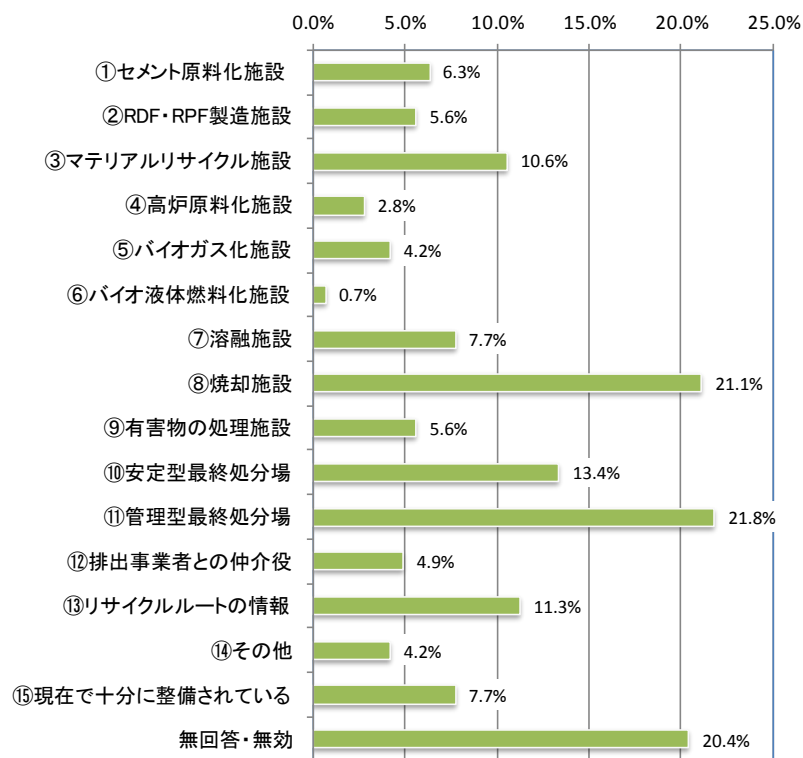


図 1-51 県内に必要と思う施設や機能

## (7) 災害廃棄物について

### ① 大規模災害発生時のBCP（事業継続計画）の作成状況

大規模災害発生時のBCP（事業継続計画）の作成状況は、「④BCPを作成しておらず、災害廃棄物に対するリスク管理についても定めていない」が最も多く、次いで「③BCPを作成していないが、災害廃棄物に対するリスク管理は定めている」である。

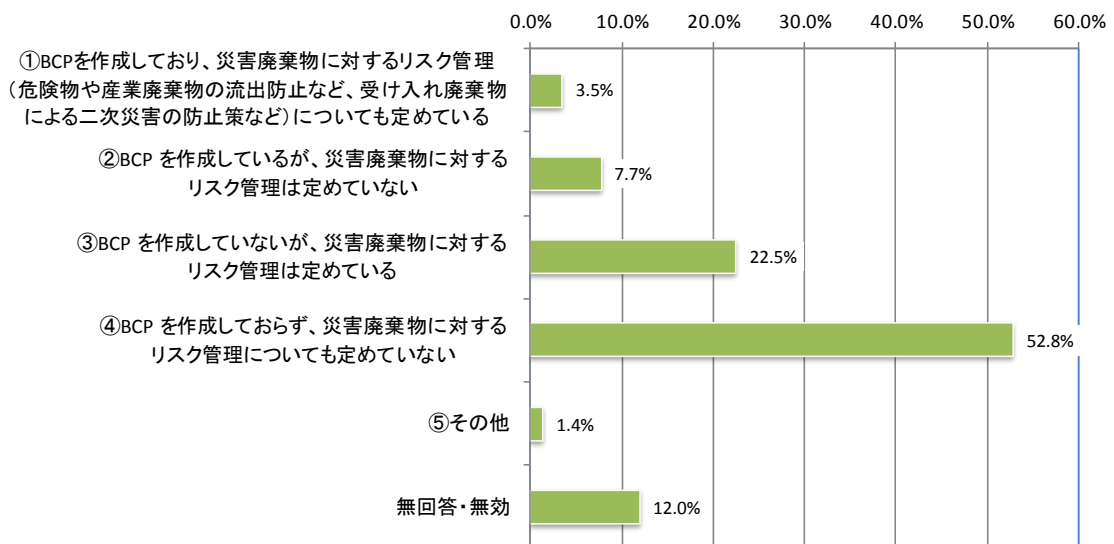


図 1-52 大規模災害発生時のBCP（事業継続計画）の作成状況

### ② 大規模災害発生時の廃棄物処理に対する協力体制

大規模災害発生時の廃棄物処理に対する協力体制は、「②協力体制は構築していないが、自治体や環境資源創生協会などから要請があれば対応する」が最も多く、次いで「③協力体制の構築が困難である（人員・機材等に余裕がない）」である。

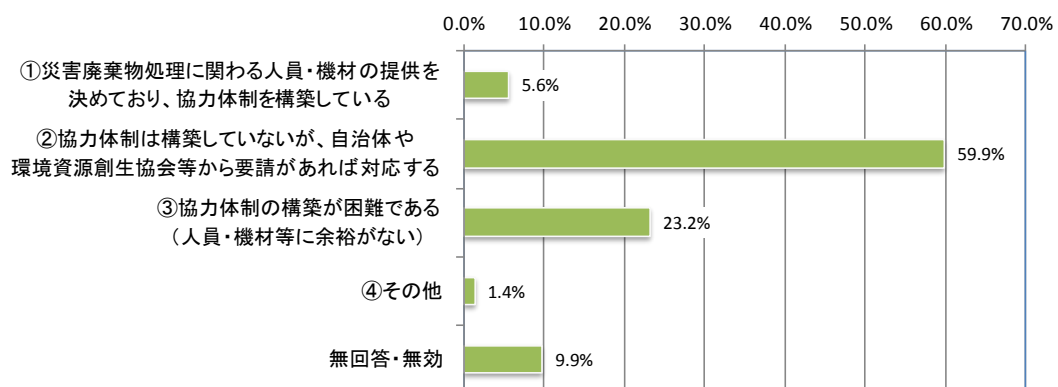


図 1-53 大規模災害発生時の廃棄物処理に対する協力体制



(8) 今後の展望・要望など 【自由回答】

---

- ◆ 資源物などの処理施設や、減容のための施設、及び地域の人々と交流ができる、分別・破砕施設を考えている。
- ◆ 取扱いの種類を増やす（金属くず、ゴムくず、限定の解除）とともに設備の増設
- ◆ 瓦、ガラスのリサイクルの要望があるので、法に違反しなければ検討したい。
- ◆ 溶融スラグを再生砕石に混在して販売することが違法でないなら検討したい（他県で例がある）。
- ◆ 処理困難物に対応できる破砕機を導入し、廃プラに対応した施設もほしい。
- ◆ RPF 製造施設を計画中（処理能力：1 t/h）
- ◆ 攪拌機の導入、新工場立案
- ◆ 食品リサイクルの拡大
- ◆ ソーラーパネルのリサイクル処理を計画中
- ◆ 処理できる廃液の種類を増やすことや省力措置の検討を行っている。
- ◆ 木質バイオマス発電所の事業構想
- ◆ 現在処理した物を外注先に販売し、それを加工した物をまた購入して製品原材料として使っている。出来ればこれを全て自社で行えるようにしたい。
- ◆ 要修理箇所がしばしば発生し、部品発注しても納期の関係でプラントを回すことができない期間が長引く恐れがあるため、処理前の置場を拡張する予定

(9) その他、自由意見

---

※（ ）内は同様意見の数

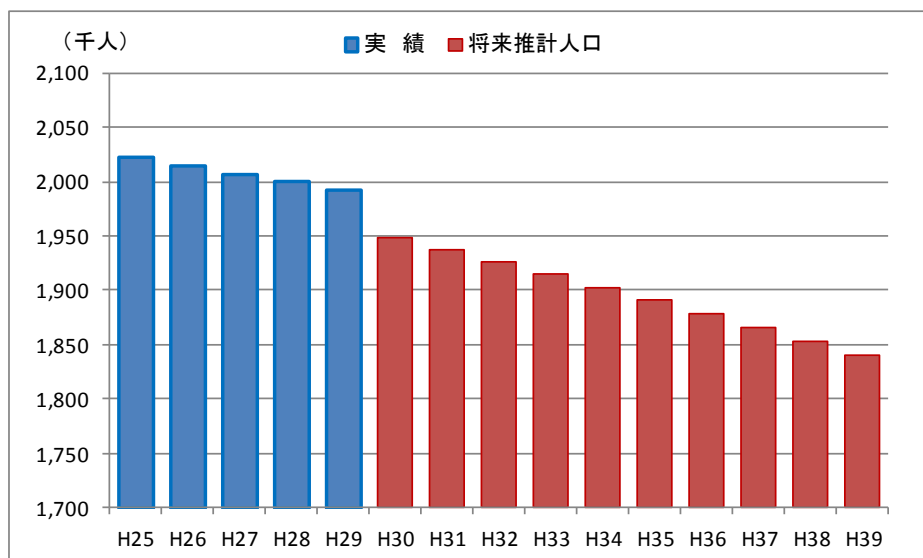
- ◆ 許可更新、規模拡大や機器の変更に対する簡易化及び規制緩和（7）
- ◆ 優良認定制度の基準緩和や公表情報の範囲、認定業者に対する優遇措置など、検討いただきたい。（4）
- ◆ 県内に最終処分場、焼却場があればと思う。最終処分まで県内で行える体制が必要。全て県外ではコスト、能力で対応できない。（3）
- ◆ この緊迫した状況に、事前協議制や産廃税は困る。事前協議制度の簡素化（全てではない）（3）
- ◆ 電子マニフェストの普及を行ってほしい。（排出者に対して）
- ◆ リサイクル製品などを積極的に利活用する制度があると、リサイクル業者は頑張ると思う。
- ◆ 各事業者（排出事業者）の廃棄物を取り巻く環境への危機感が非常に希薄であるため、行政から各事業者へ、産業廃棄物処理の切迫した現状を周知してほしい。その上で改めて排出者責任の徹底を促してほしい。
- ◆ 公共事業におけるリサイクル活動を明確化してほしい。
- ◆ スラグの投棄状況を正しく把握していただきたい。
- ◆ 排出事業者への委託契約やマニフェストなどの処分に関する説明会や講習会を行政機関で行って周知してほしい。
- ◆ 優良な施設であっても、プラント入替（高効率生産）が困難な状況を改善してほしい。

## 2 関連指標の将来推計

### 2.1 人口推計

廃棄物量を推計する際に基準となる将来人口は、「群馬県の将来推計人口」（平成30年10月推計：群馬県企画部統計課）を用いた。

	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成32年 (2020)	平成33年 (2021)	平成34年 (2022)
県総人口(人)	1,948,547	1,937,724	1,926,268	1,914,826	1,902,982
	平成35年 (2023)	平成36年 (2024)	平成37年 (2025)	平成38年 (2026)	平成39年 (2027)
県総人口(人)	1,890,787	1,878,315	1,865,565	1,852,656	1,839,472



※実績人口は「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省調査）による。

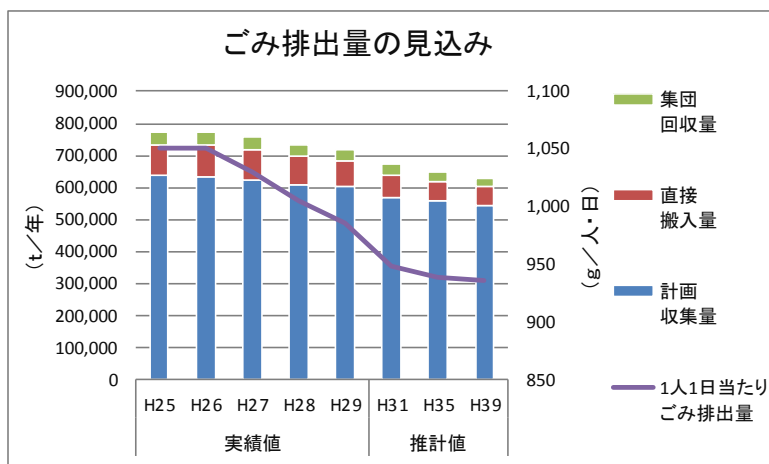
## 2.2 一般廃棄物の推計

### (1) ごみ

#### ① 排出量の見込み

1人1日当たりのごみ排出量の実績は減少傾向にあり、直近の4年間では45g減少しており、年間約11gが減少している。

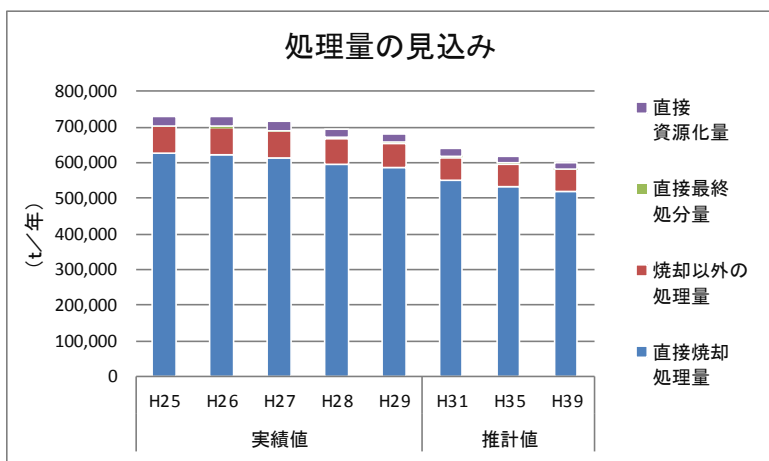
今後10年間の見込みとしては、減少率は逡減していくものとして、平成39年度には1人1日当たりのごみ排出量を936gと推計する。



#### ② 処理量の見込み

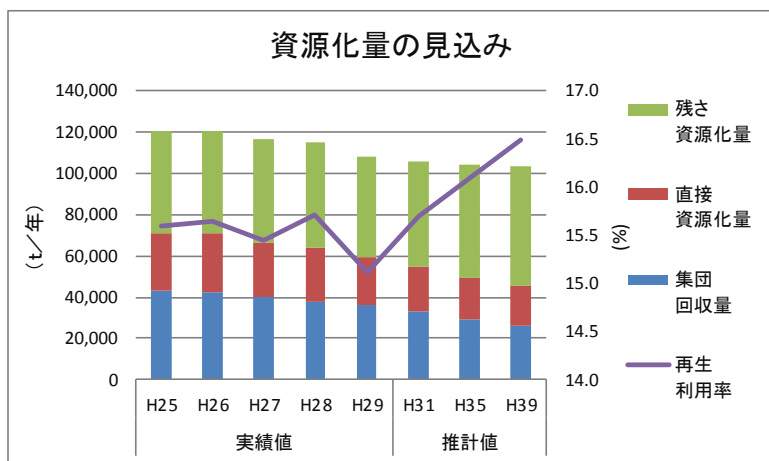
総処理量（直接焼却処理量+焼却以外の処理量+直接最終処分量+直接資源化量）の実績は減少傾向にあるものの、直接最終処分量は直近の5年間で約700t増加している。

今後10年間の見込みとしては、総処理量は約80,000tの減少を見込む。



#### ③ 資源化量の見込み

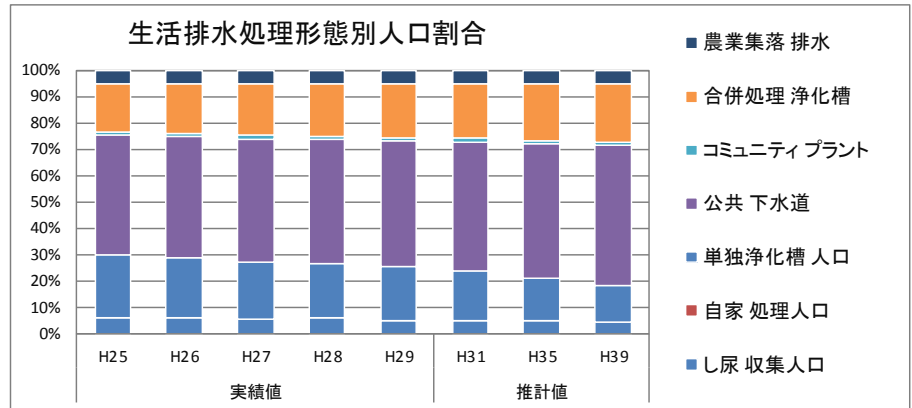
集団回収量と直接資源化量は減少の見込みであるが、何らかの処理をした後の資源化量（残さ資源化量）は増加が見込まれる。排出量に対する再生利用率の実績は減少傾向にあったが、今後10年で持ち直す方向を見込んでいる。



## (2) し尿・浄化槽汚泥

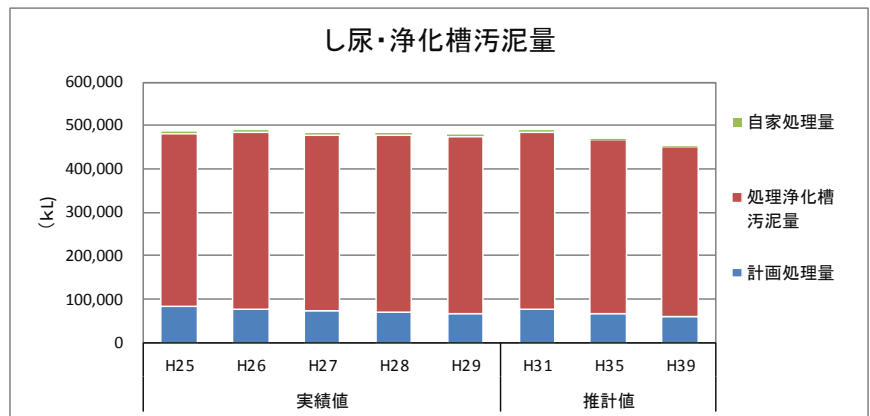
### ① 処理形態別人口の推計

非水洗化率の実績は減少傾向にあり、将来の処理形態別の人口割合を推計すると、おおむね以下に示すとおりである。



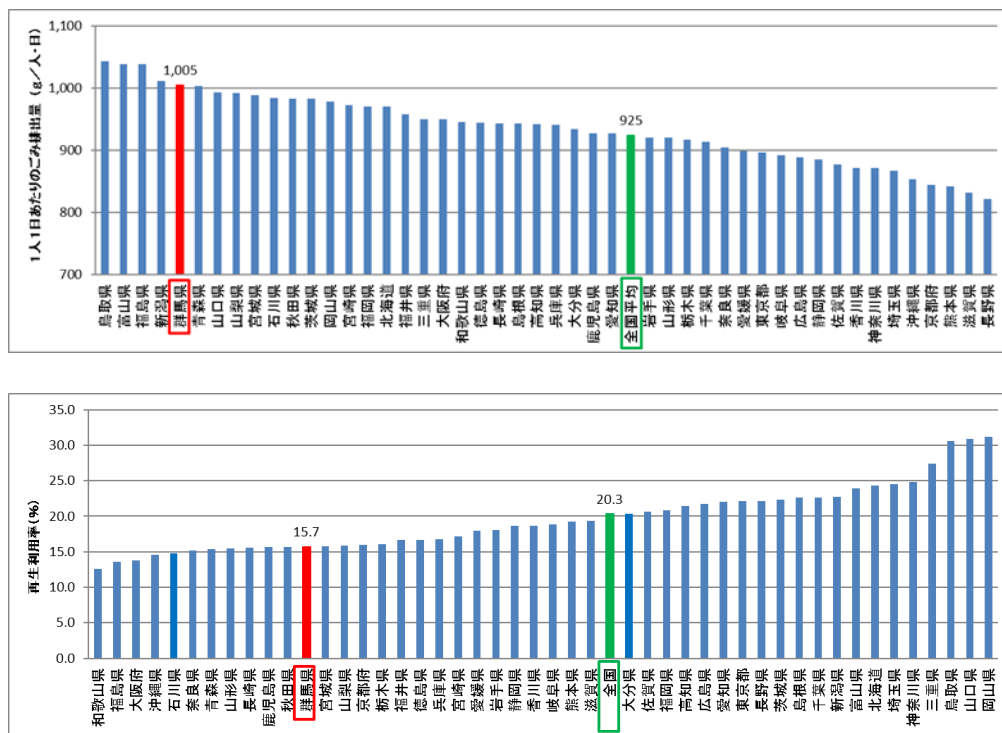
### ② 排出量の見込み

排出量は、それぞれ実績から推計した原単位と処理形態別人口から今後の排出量を推計した。



### 3 取組の方向性

循環型社会を構築していくうえで、廃棄物処理は、デュース（発生抑制）→リユース（再利用）→リサイクル（再生利用）→適正処理の優先順位で行うことが求められている。本県では1人1日当たりのごみの排出量は全国的に高い水準（平成28年度実績：ワースト5位）にあり、最も優先すべき発生抑制が遅れている。また、再生利用率も全国平均より低い水準（同：36位）にある。







※環境省：一般廃棄物処理事業実態調査結果より（H28年度実績）

このような現状を踏まえ、ごみの統計情報ならびに県民アンケート調査結果を基に、ごみの減量やごみ問題に関する県民の意識、行動の変化を把握する指標を設定し指標を向上させる施策の方向性を示す。

### 3.1 指標

#### (1) ごみ量の指標

指標	平成 29 年度 実績	目指す 方向
○1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) = (計画収集量+直接搬入量+集団回収量) / (計画処理区域内人口×年間日数×10 <sup>6</sup> )	986 g/人・日	
○事業系ごみ (t) =直接搬入量	77,152 t	
○再生利用率 (%) =(集団回収量+直接資源化量+残さ資源化量) / (計画収集量+直接搬入量+集団回収量) × 100	15.1 %	
○最終処分率 (%) =(直接最終処分量+残さ最終処分量) / (計画収集量+直接搬入量+集団回収量) × 100	9.94 %	

## (2) 県民の行動指標

行動指標	平成 21 年度 調査	平成 26 年度 調査	平成 30 年度 調査	目指す 方向
○レジ袋を断る県民の割合 『問 5(1)スーパーなどで買い物をする際に、レジ袋をもらいますか。』の設問における「もらわない」+「あまりもらわない」の割合	20.0%	39.3%	31.9%	
○計画的な買い物を実施している県民の割合 『問 5(2)日用品や食品などを買う時に、使わず捨ててしまうなどの無駄をしないよう、計画的に買い物をしていますか。』の設問における「している」+「時々している」の割合	50.0%	86.3%	84.9%	
○使い捨て商品を利用しない県民の割合 『問 5(3)マイ箸などを携帯して割り箸をもらわないようにしたり、使い捨ての食器類を使わないようにしたりしていますか。』の設問における「している」+「時々している」の割合	38.2%	44.9%	40.8%	
○リターナブル容器を利用する県民の割合 『問 5(4)ビールや日本酒、醤油などは“リターナブルびん(再利用されるびん)”で買いますか。』の設問における「よく買う」+「時々買う」の割合	24.6%	27.0%	21.1%	
○使い捨てを避ける県民の割合 『問 5(5)まだ使える傘や靴、鞆などを捨てることがありますか。』の設問における「あまりない」+「ない」の割合	41.2%	61.9%	61.8%	
○再利用の商品を利用する県民の割合 『問 5(6)リサイクルショップ・フリーマーケットなど中古製品(中古の家具や家電製品、古着、古本など)が売られている店を利用しますか。』の設問における「している」+「時々している」の割合	40.0%	51.6%	41.9%	
○資源分別に協力する県民の割合 『問 5(8)空きかん、空きびん、ペットボトル、古紙などの資源ごみを分けて出していますか。』の設問における「している」+「時々している」の割合	—	96.7%	97.5%	
○迷わずに資源分別に協力する県民の割合 『問 5(11)ごみを分別する際に、区分に迷うことはありますか。』の設問における「ほとんど迷わない」の割合	—	—	50.9%	
○リサイクル商品を購入する県民の割合 『問 5(12)リサイクル商品(再生紙を使ったノートやトイレットペーパーなど)を優先して購入していますか。』の設問における「必ず購入する」+「時々購入する」の割合	71.0%	71.5%	71.8%	
○生ごみを有効利用する県民の割合 『問 5(15)生ごみの処分は、主にどうしていますか。』の設問における「コンポスト容器に入れる」+「生ごみ処理機に入れる」の割合	10.4%	9.1%	8.3%	
○勉強会などに参加する県民の割合 『問 5(17)ごみ問題に関する研修会や勉強会、フォーラムに参加したことはありますか。』の設問における「ある」の割合	—	—	8.6%	
○食品ロスを出さない県民の割合 『問 8(1)あなたが良くやってしまう食品ロスはどれですか。』の設問における「食品ロスはほとんど出さない」の割合	—	—	36.9%	

## 3.2 行動指標を向上させる参考事例

本県の現状の課題及び調査結果を踏まえ、3Rや適正処理の取組をさらに推進するために、次のような取組が行われている。

### ① 食品ロスを減らす取組

調査結果からは各家庭では食品ロスに対する意識や出さないための工夫が見られる。しかしながら、本県には有名な温泉地やスキー場などが多数所在しており、各家庭での食品ロスを減らすとともに、飲食店などでの食品ロスを削減する必要がある。

<実施内容> 「ぐんまちゃんの食べきり協力店」などの県内の取組の周知と普及

「ぐんまちゃんの食べきり協力店」の登録要件：

下記取組項目のうち1つ以上を実施する

#### ア) 飲食店、宿泊施設

- ・ 小盛、ハーフサイズメニューの設定
- ・ 来店者からの要望に応じた量の調整
- ・ 食べ残し削減の呼びかけ（注文受付時に適量注文の呼びかけ、食べきり協力店である旨の呼びかけなど）
- ・ 特典の付与（食べきった来店者へポイントや次回割引券の付与など）
- ・ 食品廃棄物のリサイクル（仕込みすぎや食べ残しの食品の飼料化・堆肥化など）
- ・ ポスターなどの掲示による啓発活動の実施
- ・ その他食べ残しを減らすための取組

#### イ) 食料品小売店

- ・ 賞味期限が迫った商品の値引き・加工販売
- ・ 賞味期限が近い順に購入することを促す呼びかけ
- ・ 閉店間際における値引き販売
- ・ 量り売り、ばら売り、少量パックなどによる販売
- ・ 食品廃棄物のリサイクル（賞味期限・消費期限切れの食品の飼料化・堆肥化など）
- ・ ポスターなどの掲示による啓発活動の実施
- ・ その他食材を使い切るための取組




<期待される効果>

生ごみの排出量が抑制されることで、1人1日当たりの排出量が削減されるとともに、収集や焼却処理施設への負荷低減、最終処分量の削減につながる。

また「食品ロスを出さない県民」の増加が見込まれる。



## <取組事例>

長野県松本市 「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」 「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度 ～すすめよう！30・10運動～	
<p>飲食店などからの生ごみの約6割を占めるお客様の料理の食べ残しの削減を目指し、会食、宴会時での食べ残しを減らすための運動</p> <p>●「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度</p> <p>事業者と行政が協力して、食品ロス削減を推進する飲食店、宿泊施設など又は事業所などを「残さず食べよう！」推進店・事業所として認定する。</p> <p>●取組のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 まず「残さず食べよう！推進店」を選ぶ。</li><li>2 注文の際に適量を注文する。（宴会料理であっても事前に相談する）</li><li>3 乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しむ。</li><li>4 お開き前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しむ。</li></ol>	
<p><a href="https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/shisei/kankyojoho/haikibutu/syokuhin_loss/3010unndou.html">https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/shisei/kankyojoho/haikibutu/syokuhin_loss/3010unndou.html</a></p>	
<p>類似取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○福井県「おいしい福井食べきり運動」</li><li>○千葉県「ちば食べきりエコスタイル」</li></ul>	

## ② レジ袋を削減する取組

レジ袋を断る県民の割合が前回調査より減少しているため、事業者や県民の積極的行動をさらに後押しする仕組みが必要である。

### <実施内容>

環境への負荷をできるだけ少なくすることを考えて買い物をする「環境にやさしい買い物スタイル」などの県内の取組の周知と普及

- 買い物の際はマイバッグ・マイバスケットを持参する。
- ペットボトル、食品トレイなどの店頭回収を利用する。
- 簡易な包装の商品を選ぶ。
- 詰め替え商品やリサイクルされた商品を選ぶ。
- 必要なものを必要なだけ購入する。
- 生産地の近い食材を選ぶ。 など

### <期待される効果>

1人1日当たりの排出量が削減されるとともに、収集や焼却処理施設への負荷低減、最終処分量の削減につながる。

また「レジ袋を断る県民」の増加が見込まれる。



### ③ リユース容器の普及促進

#### <実施内容>

イベントやスポーツ観戦などで主流となっている紙コップなどの使い捨て容器に代えて、再使用できる容器類の使用を普及する。

#### <期待される効果>

紙ごみ、プラスチックごみなどの主に燃えるごみの削減が見込まれ、収集や焼却処理施設への負荷低減、最終処分量の削減につながる。

また「使い捨て商品を利用しない県民の割合」の増加が見込める。

#### <取組事例>

##### 東京都多摩市 リユース食器の無料貸し出し

イベントなどで廃棄される山のような使い捨て容器や割り箸の削減を図るため、市がリユース食器を用意して無料貸し出しを行う。

●市は、市民の催すイベントやお祭りで使ってもらうために、カップ、お椀、お皿、お箸、お盆の無料貸し出しを行う。

●市民は、事前に予約し、洗って使ったあと、洗ってから返す。



<http://www.city.tama.lg.jp/0000001449.html>

#### 類似取組

○リユース食器ネットワーク：使い捨て容器に代えて、繰り返し洗って使用するリユース食器の普及を中心に、3Rに取り組む全国の団体をつないだネットワーク

<https://www.reuse-network.jp/about/>

### ④ 3R行動を支える環境づくり

県民一人一人の3R行動を支えるためには、3Rに対する意識を高めるだけでなく、それを行動に移すことができる環境づくりが重要である。

#### <実施内容>

リサイクルショップのみならず、修理を行う店、量り売りをする店、少量販売をする店など、地域で3Rに取り組む店舗を拡大していく。

#### <期待される効果>

必要な量だけを買う、修理して長く使うなどの行動が促進され、「リターナブル容器を利用する県民の割合」、「使い捨てを避ける県民の割合」などの増加が見込まれ、3Rの行動をする県民の増加が期待できる。

## <取組事例>

### 神奈川県川崎市 「エコショップ制度」とエコ商店街

川崎市では、環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化などに関する川崎市の施策へ積極的に協力するお店や商店街などを「エコショップ」として認定し、エコショッピングのしやすい街づくりを支援している。

(認定例)

- レジ袋削減の推進
- 生活用品の修理や再生
- ボタン電池、充電電池の回収
- 家電リサイクル対象品の回収
- 資源物などの店頭回収
- メガネの回収
- 生ごみコンポスト容器の販売
- エコ商店街、その他の取組



#### ●エコ商店街の1つの事例

「モトスミ・ブレーメン通り商店街」では、「小さな活動でも一店一店が取り組むことで、大きな影響を与えます。商店街全体が排出する二酸化炭素を削減し（目標 6%削減）、また、お客様に喜んでいただける環境のブランドをつくり上げることを目的として取り組んでいます。」との環境方針のもと、1店1エコ運動に取り組んでいる。

#### ●1店1エコ運動とは、商店街の各店舗が何か一つ環境によい取組をするというもの。たとえば…

- ・ 1店1エコ運動参加店のステッカー掲出
- ・ 過剰包装の禁止
- ・ 空き瓶・空き缶・ペットボトル・段ボールの回収
- ・ エアコンの適度な温度設定
- ・ マイバッグ持参1件あたり神奈川県子どもファンドに5円寄付
- ・ プラスチックハンガーリサイクル
- ・ 段ボールの再利用
- ・ 節水・節電
- ・ エコバッグの販売
- ・ コピー用紙の節約
- ・ エコロジー商品の取り扱い拡大
- ・ アイドリングストップ
- ・ 傘袋の廃止

など、お店とお客様が一緒に身近なところからエコショッピングを進める取組。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/24-1-23-2-9-1-0-0-0-0.html>

## ⑤ 事業系資源ごみの回収支援

中小、零細事業者は、廃棄物の循環利用の必要性は理解しているものの、循環資源の保管スペースが確保できないなどの事情から廃棄してしまう事例が多い。少量排出事業者に対する排出の利便性確保に対する支援を行うことにより、循環資源の利用促進と廃棄物の削減が期待できる。

### <実施内容>

資源ごみの一時保管場所の確保を支援する。

### <期待される効果>

事業系ごみの削減、焼却処理施設への負荷低減及び最終処分量の削減につながる。

### <取組事例>

札幌市 事業系資源ごみ回収ボックス設置補助制度
<ul style="list-style-type: none"><li>●事業系資源ごみの保管・拠点回収用の回収ボックスを常設する団体に対し、設置費用を補助する制度</li><li>●事業所などから排出される、新聞、ダンボール、雑誌、その他再生可能な資源ごみの収納を目的とする。<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金対象団体：商店街振興組合法に基づく商店街振興組合や地域の商工会、振興会又は事業協同組合など</li><li>・補助金額：回収ボックスの標準本体価格。1団体につき1回とし、上限20万円</li><li>・報告義務：回収ボックス設置後は、市に事業系資源ごみ回収実績を報告</li></ul></li></ul>
<a href="http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyogomibox/jigyogomibox.html">http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyogomibox/jigyogomibox.html</a>
北九州市 古紙回収支援事業 古紙保管庫無償貸与事業（オフィス町内会併用）
<ul style="list-style-type: none"><li>●常設の回収拠点増加により、少量排出事業所対策と集団回収の促進をはかる。<ul style="list-style-type: none"><li>・制度の対象：町内会など集団回収を実施している団体、オフィス町内会</li><li>・貸与期間：5年間無償貸与(5年間継続が条件)。5年経過後は無償で回収団体に譲渡</li><li>・背景：2004年に事業系古紙の焼却場への搬入禁止。少量排出事業者に対策として、オフィス町内会の設置を推進</li></ul></li></ul>
<a href="http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/file_0035.html">http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/file_0035.html</a>

## ⑥ 行政による減量と資源化

事業系ごみの削減を促進する方法として、自治体の中間処理施設への事業系資源ごみの搬入規制が大きな効果を上げている。廃棄物の循環的利用を促進するため、行政が主体となって進める施策である。

### <実施内容>

各自治体の中間処理施設への資源ごみの搬入規制

### <期待される効果>

事業系ごみの削減と1人1日当たりの排出量の削減

### <取組事例>

神奈川県相模原市 「事業系 cut20 さがみはら」	
<b>【目的】</b>	排出事業者への適正分別・排出の義務化 搬入検査の強化
<b>【概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 条例改正により、事業者への適正分別・排出の義務化、多量排出事業者への減量化計画書提出の義務化、違反する事業者には改善命令や措置命令</li><li>● 「事業系 cut20 さがみはら」を策定し、搬入物検査の強化<ul style="list-style-type: none"><li>① 搬入物検査装置の導入<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業系ごみへの危険物などの受入不適物や、産業廃棄物及び資源物の混入を検査するため、平成22年7月にコンベア式搬入物検査機を清掃工場に導入し、展開検査対策を講じた。</li></ul></li></ul></li></ul>
	
	<コンベア式搬入物検査機（通称「ファイナルキーパー」）>
	<ul style="list-style-type: none"><li>② 搬入物検査・指導體制の確立<ul style="list-style-type: none"><li>・ 搬入物検査を専任で行うため、平成22年4月から警察OBを雇用</li><li>・ 清掃工場において搬入物検査機の活用と併せて、事業系ごみの検査や適正分別・排出に係る指導・助言などを実施</li></ul></li></ul>
<a href="http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/432/kihonkeikaku.pdf">http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/432/kihonkeikaku.pdf</a>	